

別紙内務大臣請議  
勞勵農民黨、日本勞勵組合評議

大藏大臣	内務大臣	外務大臣	内閣總理大臣	起	案	施行	年	月	日
五	五	五	五	昭和三十四年四月十日	昭和三十四年四月十日	昭和三十四年四月十日	三十四	四月	十日
司法大臣	海軍大臣	陸軍大臣	内閣書記官長	裁可	決定	施行	年	月	日
五	五	五	五	昭和三十四年四月十日	昭和三十四年四月十日	昭和三十四年四月十日	三十四	四月	十日
商工大臣	農林大臣	文部大臣	内閣書記官	施行	施行	施行	年	月	日
五	五	五	五	昭和三十四年四月十日	昭和三十四年四月十日	昭和三十四年四月十日	三十四	四月	十日
	鐵道大臣	遞信大臣					年	月	日
	五	五							

毛澤東轉請附錄  
 本日續給同封  
 總本内閣書長官封  
 大五十四年十一月二十一日  
 昭和三十四年四月十日

會及全日本無産青年同盟ノ三結社  
治安警察法第八條ニ依リ禁止ノ  
件

方 閣議ニ供ス

指令案

結社禁止ニ関スル件請議ノ通

昭和三年四月十日指令

内務省警秘第二六四號

結社禁止ニ關スル件

東京市麹町区内幸町一丁目五番地

労働農民黨

東京市芝區三田四國町二番地五號

日本労働組合評議會

内務省

東京市小石川區諏訪町四九番地  
 全日本無産青年同盟  
 三月結成シタルモノニシテ現在  
 共産主義者難波英夫、同細  
 迫兼光、同浅野晃等ノ組織

内務省

シ居レルモノ、結社日本労働組  
合評議會、日本労働總同盟ヨ  
リ分裂シ、大正十四年五月成立  
セシモノニシテ現在、共產主義  
者野田律太、同河田賢治、松  
尾直義等、組織シ居レルモノ、

内務省

此系法、日本労働組  
合評議會、日本労働總同盟  
ヨリ分裂シ、大正十四年五月成立  
セシモノニシテ現在、共產主義  
者野田律太、同河田賢治、松  
尾直義等、組織シ居レルモノ、

或真深乎、時起、  
流傳、  
大正十四年五月、  
結社、  
大正十五年八月、  
ニシテ現在、  
間健壽、  
平銳等、  
ル所石各結社、

内務省

結社全日本無産青年同盟ハ  
大正十五年八月成立シタルモノ  
ニシテ現在、共産主義者神  
間健壽、同廉澤誠、同木林  
平銳等、組織シ居レルモノナ  
ル所石各結社ノ中心人物等

内務省

此種之主義、其中心人物、  
平野訥、田島孝、石橋  
田島孝、田島孝、田島孝、  
田島孝、田島孝、田島孝、  
田島孝、田島孝、田島孝、  
田島孝、田島孝、田島孝、  
田島孝、田島孝、田島孝、  
田島孝、田島孝、田島孝、  
田島孝、田島孝、田島孝、

内 務 省

ハ何レモ強烈ナル共產主義ノ思  
想ヲ抱有シ、國體ヲ變革シ、  
私有財産制度ヲ否認シテ無  
産者獨裁ノ共產制ヲ實現ス  
ヘク唱導シ、之等各結社ヲ利  
用シテ表面合理合法ヲ裝ヒ

内 務 省

自今以後、日本共産黨の革命活動は、  
 農村的に集中せしめられ、農民の  
 組織を以て、その基礎を築き、  
 農民の革命闘争を指導する事、  
 農民の革命闘争を指導する事、  
 農民の革命闘争を指導する事、  
 農民の革命闘争を指導する事、

ツツ別紙参考書第一號乃至  
 第三號ニ記載セルカ如キ各  
 種ノ過激ナル運動ヲ敢行シ全  
 國的ニ都市、農村青年婦女  
 等ニ主義、注入ヲ行ヒ以テ無  
 産階級革命ノ實現ヲ企圖

内務省

或謂為革命之發動之全圖  
者之主義之輸入之中心也  
而此等革命主義之青年婦女  
團體之組織亦甚秘密也  
且其組織之中心亦在東京  
而此等革命主義之青年婦女  
團體之組織亦甚秘密也  
且其組織之中心亦在東京

セムトシツツアルモノトス。

而シテ右各結社ノ指導的中心  
分子中最モ強硬ナル者等ハ  
相率テ別ニ秘密結社「日  
本共産黨」及「日本青年共産  
同盟」ヲ組織シ極メテ樞機ノ運

内務省



動ニ該リ各結社ハ之カ外輪ヲ  
爲シ居レルモノニシテ、此秘密  
結社ノ指導策謀ニ依リテ各  
種矯激ナル運動ヲ敢行セルモ  
ノナルコトハ別紙参考書ニ記  
載セル所ニ依リ明ナルヲ以テ

右三結社ハ治安維持上其ノ存  
立ヲ容認スヘカラサルモノト  
認メ治安警察法第八條ニ  
依リ之ヲ禁止セムトスルモノ  
ナリ。

依テ右閣議ヲ請フ

内務省

Handwritten text in cursive style, likely a signature or official seal impression, located on the right page of the document.

昭和三年四月九日

内務大臣鈴木喜三郎



内閣總理大臣

男爵田中義一殿

内務省

参考



Reference text in vertical columns, including the title '参考' and a list of items. The text is faint and appears to be bleed-through from the reverse side of the page.



# 第一號

労働農民黨ノ組織及其後ノ經過

## 一 組織狀況

歐州戦後我國社會運動勃興ノ當初ニ在リテハ労働  
團體農民團體ハ何レモ直接行動ヲ信條トシテ極メテ  
矯激ナル運動ヲ事トシ政治行動ヲ否定シ専ラ經濟行  
動ニヨリテ新社會ノ實現ヲ夢想シ居タルカ彼等ノ運  
動ハ實際上理想ノ如キ進展ヲ見ル能ハス漸次行詰ヲ  
生シタル爲茲ニ其ノ方針ノ誤レルヲ自覺シ遂ニ運動  
ノ方向ヲ轉換シタル結果大正十三年以來急激ニ無産

大正十四年十一月一日

高級政治運動ノ勃興ヲ来シ終ニ政社農民労働党ノ組織ヲ見ルニ至レリ、然ルニ本政社ノ創立ニ付テハ極左共產主義者ノ介入セル事實アリタルヲ以テ組織ノ動機及之ニ參與セシ人物ニ不穩ナル点アリトシ即日社禁止處分ニ附セラレタリ、茲ニ於テ比較的穩健ナル労働組合等ハ共產主義系統ノ団体ヲ排除シテ日本農民組合ト共ニ再ヒ政事結社ノ組織ヲ企テ翌十五年三月五日政社労働農民党ヲ創立スルニ至レリ、

### 二 組織後ノ經過

本結社ハ當初日本労働總同盟官業労働總同盟等ノ如キ比較的穩健ナル労働組合ト日本農民組合トニヨリ組織サレ極力共產主義的指導精神ノ排斥ト其ノ系統ニ屬スル団体ノ排除ヲ標榜シ容易ニ左翼ノ侵入ヲ許サザリシガ共產主義系統ニ屬スル一派ハ比較的左傾化セル日本農民組合ヲ通シ之カ加盟運動乃至乘取運動ヲ開始セシ結果同年十二月二十四日穩健ナル労働団体ノ脱退ヲ見党ハ完全ニ共產主義系左翼一派ノ

乘取ル所トナレリ、

而シテ其ノ行動ノ如キモ始メハ内部ノ動搖常無キ  
爲到底活潑ナル能ハサリシカ分裂後ニ於テハ左翼分  
子等ハ本政社ヲ城塞トシテ極左共產主義ノ理論ニ立  
脚シ漸次積極的ニ矯激ナル運動ヲ試ムルニ至レリ、  
又ハ本當ニ於テハ結社禁止ノ虞レタルト且年来ノ  
理想タルル共的穩健ナル労働組合及不組織大衆ヲ誘  
導スルコトヲ目的トシテ各種ノ架空的別動團體ヲ組  
織シ之カ名ニ依リテ或ハ議會解散運動、或ハ悪法案又

對運動、或ハ對夫非干涉運動等ト稱シ機會アル毎ニ各  
種現實當面ノ問題ヲ捉ヘテ大衆ノ動員ヲ企圖シ表面  
合理穩健ヲ裝ヒ矯激ナル運動ヲ決行シ居タリシカ近  
時ニ至リテハ其ノ行動益々露骨トナリ殊ニ這般施行  
セラレタル衆議院議員總選舉ノ際ノ如キハ選舉運動  
ヲ以テ一種ノ革命的動員訓練ナリトシ當選ヲ度外視  
シテ各種ノ危熾ナル運動ヲ敢行セリ、

三、秘密結社日本共産党トノ關係

今回檢舉セシ秘密結社日本共産党ニハ本政社ノ指

導的立場ニ在ル共產主義者多数加盟シ常ニ表裏相連  
繋シテ全ク之ヲ共產党ノ指導下ニ置キ各種ノ不穩行  
動ヲ策謀シタルコト別紙各種指令及其ノ行動ニ徴シ  
疑無キ所ナリトス、  
四本政社ニ對スル從來ノ取締方針

右ノ如ク本結社ハ始メ共產主義ニ屬スル一派ヲ排  
除シテ比較的穩健ニ組織セシメテ之カ成立ヲ容認  
セラレタリ、然ルニ共產主義者等ノ露骨ナル侵入運  
動致テ本政社ノ内部ニ侵入スルマ漸次共產主義

的色彩濃厚トナリ来リタルモ分裂當初ハ黨員ノ獲得  
及黨員ノ離散ヲ防ク爲努メテ鋒鋷ヲ収メ居レル關係  
上其ノ行動ヲ嚴重監視シ苟モ政社トシテ矯激ナル行  
動無カラシムル事ニ最善ノ努力ヲ致シツ、アリシカ  
最近ニ於ケル行動ハ前述ノ如ク全ク日本共產党ノ指  
導下ニ在リテ極メテ矯激ナル運動ヲ繼續シツ、アリ  
タルヲ以テ之カ結社ノ禁止ニ付適當ナル機會ヲ窺ヒ  
ツ、アリタル狀況ナリ、



日本共産党卜労働農民党卜ノ関係者

(以下党員名簿ニ登載了ルモノ)

氏名	労農党内部ニ於ケル地位
藤井哲夫	福岡縣支部聯合會 常任委員
佐々木是延	公
愛甲勝矢	公 書記長
白草久夫	公 小倉支部 書記長
川関良雄	公 幹事
木原金吾	公 久留米支部 幹事
木村正夫	公 大牟田支部 幹事
永村徳次郎	熊本支部 幹事
朝倉菊雄	香川縣木田郡支部 幹事
小林杜人	長野縣北信支部 幹部
上條寛雄	長野縣支部聯合會 常任書記
赤澤益造	官城縣支部執行委員 全仙台支部 幹部
柵橋貞雄	秋田縣支部聯合會 執行委員
佐藤謙藏	秋田縣支部聯合會 執行委員

楠本 芳武  
永本 光雄  
堀田 勇  
境 一雄  
佐藤 忠壽  
鈴木 治亮  
松岡 二十世  
原田 好一郎  
渡辺 利右衛門  
正木 清  
鮎田 勝治  
竹内 清  
近藤 栄作  
床次 均  
荒岡 庄太郎  
山名 正美

福岡縣支部常任執行委員  
福岡縣支部執行委員  
福岡縣支部常任委員  
北海道支部聯合會執行委員  
北海道函館支部執行委員  
支部聯合會執行委員  
札幌支部執行委員  
小樽支部執行委員  
室蘭支部執行委員  
旭川支部執行委員

稻葉 助四郎  
秋和 清  
二片 栄司  
松本 倉吉  
山根 徳一  
島上 善五郎  
岸野 重春  
長尾 有  
奥田 宗太郎  
三宅 右市  
坂本 福藏  
梅川 六夫  
川村 恒一

東京府江原支部執行委員  
城南支部執行委員  
支部聯合會執行委員  
大阪府支部聯合會執行委員  
本部中央執行委員  
兵庫縣神戸支部執行委員  
支部聯合會執行委員長  
神戸支部執行委員  
淡路支部執行委員  
群馬縣支部聯合會執行委員

以下共產黨員名簿ニ登載無キモノ入党セル事實ヲ  
目供シ若ハ證據確實ナルモノ

福岡縣八幡支部書記  
長野縣支部聯合會執行委員  
中信支部主幹者

山崎 總  
 小林 勝太郎  
 甲島 芳喜  
 平田 富夫  
 竹下 了  
 野口 博兵衛

長野縣中信支部幹部  
 福岡縣嘉穂支部執行委員  
 早良支部執行委員  
 東京府江東支部執行委員  
 新潟縣支部執行委員

一、日本共產党ト労働農民党トノ根本的關係

一 昨年十月労働農民党ノ分裂以來、共產主義一派

ハ労働農民党ノ指導精神ヲ高揚シ之ヲ共產党其ノモ

トナシ同党ノ指導精神ヲ以テ日本労働党ノ他各

無産政党ヲ克服スヘキコトヲ以テ根本方針トナシタ

リシモ、昨年七月コミンテルン執行委員會ニ依リ該

方針カ非難セラルマ直ニ方向ノ轉換ヲ取テシ、唯一

ノ労働者農民ノ党ハ日本共產党ノミ、若無産政党殊

ニ労働農民党スラモ指導精神ナシ、唯日本共產党カ

大衆ヲ政治的ニ動員スヘキ組織トシテ之ヲ利用スヘ  
 キモノナリトシ、此目的ノ為ニ共產黨員ハ總テ各無  
 産政党殊ニ労働農民党内ニ没入シ、其ノ内部ニフラ  
 クションヲ形成シテ全党ヲ指導スヘシトナス、而シ  
 テ日本共產党カ各無産政党中最ニ労働農民党ニ着眼  
 スルハ労働農民党ノ指導精神ニ依ルニ非スレテ現下  
 ノ具体的諸條件ノ下ニ於テ同党内ニハ最ニ多クノ左  
 翼的労働者農民カ集結シ居リ左翼的闘争カ最ニ充実  
 ナル由ル、此理由ニ基キ日本共產党ハ労働農民党

ノ指導ニ主力ヲ注キ労働農民党ヲラクションノ補充  
 ニ努メ、為ニ労働農民党ノ運動方針ノ重要ナルモノ  
 ハ總テ日本共產党一派ノ指示ニ則リタル実情ニ在リ、  
 (日本共產党関係文書「報告ノ要旨」) 大衆党ニ付  
 テル等参照)

二、各無産政党合同問題

日附	日本共產党	日附	労働農民党
	日本労働農党ノ協同戦線ニ 関スル態度表更ニ就テレ 昨年四月廿八日日本労働 党ハ従前ノ態度ヲ一変 シテ對支非干渉運動ニ	四三九	「對支非干渉運動ニ對スル 日本労働農党ノ共同戦線 申込ニ関スル声明書」 日本労働農党幹部ノ提 議ハ我党ノ方針ヲ正シキ

付キ労働農民党ト共同  
戦線ヲ張ルベキコトヲ決  
定シタルヲ以テ労働農  
民党ハ此機會ニ於テ勞  
働農民党ト衆ヲ獲得  
シ之ト同時ニ日本労働  
党ノ幹部ヲ克服スベキ  
コトヲ指令ス

カ故ニ日本労働党ノ内部  
ニ我党トノ共同闘争ノ要  
求カ猛烈トナリ同党幹  
部ハ之ニ押サレ今回ノ  
如キ提議ニ出ヅベク余議  
ナクセラレタルモノナリト声  
明ス  
尚同ニ十八日本党本部  
ニ於テ日本労働党ノ  
提議ニ應ズベキコトヲ  
決定シ同三十日両党協  
議会ヲ開催シテ運動  
方針ヲ協議シタルモ日  
ナラスシテ協同戦線ハ  
破レタリ

「各無産政党ノ合同ニ付テ  
十一月十八日労働農民党  
ガ日本労働党ニ対シ無産  
政党合同協議会ノ共同  
開催ヲ提議シタルニ對シ  
日本労働党ハ労働党内  
部ヲ支配セル理論闘争  
主義一派ノ清算ヲ先決  
條件トシテ主張シ右提議  
ヲ拒否シタルヲ以テ労働  
農民党ヲシテ右ノ拒絶ハ  
唯労働農民党ノ主唱ナ  
ルカ故ニシテ合同ソノモノヲ  
拒絶シタルニ非ルコトヲ  
理解セシメ更ニ執拗ニ合  
同ヲ提唱シ全國各無産  
団体ニ對シ宣傳督勵セ

「合同実施ノ為ノ運動方針  
ニ関スル指令」其他声明  
書  
日本労働党幹部ハ合同  
ヲ拒絶スルモ同党大衆ハ  
合同ヲ要望ストナシ更ニ  
執拗ニ合同ヲ提唱スベキ  
コトヲ全國無産団体ニ  
指令又ハ声明ス  
爾後本問題ニ付キ上記  
共産党指令同様ノ方  
針ヲ維持シツ、アリ

シムヘントシ其運動方針ニ付キ詳細ナル指示ヲ与ヘタリ

三、議會解散請願運動

日附	日附
日 本 共 産 党	日 附
<p>「議會解散請願運動ノ意義ト役割」 「当面ノ政策」 議會解散請願運動ノ究極ノ目的ハ労働者階級ニアルモ当面ニ於テハ制限議會ノ解散、新選挙法ニ依ル新議會ノ要求ヲ基準トシテ運動スベキコト労働農民党ヲ中心トシテ同党ヨリニルニ付シテ同戦線ヲ提</p>	<p>日 附</p> <p>労働農民党</p> <p>本党が昨年中前後大目ニ直リ開催シタル請願デーヲ始メ今日ニ至ルマデ半運動ハ其目標ニ於テハ協同戦線提唱ニ於テハ運動方法ニ於テハ上記共産党ノ指令ニ依ス</p>

日附	日附
日 本 共 産 党	日 附
<p>「労働方法トシテ請願演説會、請願署名運動、従業員大會、示威運動等ヲ指示ス」</p>	<p>労働農民党</p> <p>本党ハ昨年一月以後本運動ヲ闘争題目ノ一ニ選ビ八月以後五法案要求ニ拡張シ運動方法ハ上記共産党ノ指示ト同様ニシテ全國無産団体協議會等ノ名ニ於テ共同戦線ヲ提議シ本問題ヲ府縣會議員選挙ニ於ケル運動ニ供セリ</p>

四、失業反對、五法案要求運動

日附	日附
日 本 共 産 党	日 附
<p>「左翼労働者当面ノ活動」 「五法案獲得闘争ニ関スル意見書」 「当面ノ政策」 日常闘争題目トシテ昨春以来失業問題ヲ選ビ之ヲ拡張シテ五法案要求トシテ従業員大會、工場代表者會議、短時間給罷業ヲ以テ運動スヘキコト本問題ヲ通</p>	<p>労働農民党</p> <p>本党ハ昨年一月以後本運動ヲ闘争題目ノ一ニ選ビ八月以後五法案要求ニ拡張シ運動方法ハ上記共産党ノ指示ト同様ニシテ全國無産団体協議會等ノ名ニ於テ共同戦線ヲ提議シ本問題ヲ府縣會議員選挙ニ於ケル運動ニ供セリ</p>

	シテ協同戦線ヲ提議スヘキ コト並ニ府縣會議員返軍 ト結付クルコト等ヲ指令ス
--	---

五、惡法及對運動

日附	日本共産党	「議會解散請願ノ意義ト 儀割」 ヤ五十二議會ニ於ケル三党 首申合及該議會ニ提出ス 豫期セラル、諸法案中勞 働組合法案、小作組合法 案、出版法案、兵役法案、 何レモ勞働階級抑圧ノ手 段ナルヲ以テ勞働農民党 ヲ中心トシテ反抗運動ヲ 起サシムヘキコトノ指示ス
日附	勞働農民党	「惡法案ノ内容曝露及三党 首妥協彈劾運動ノ指令」 本党一月三十一日議會対策 協議会ノ決議以來各支部ニ 指令シテ三党首妥協、惡 法案ノ曝露ニ対スル運動ヲ 起サシム議會解散請願運 動ト関連シテ本党ノ政治 闘争ノ一題目トナレリ

	「台銀及新内閣ニ就テ」 金融資本家專制及対反 動内閣及対テ運動題目ト シテ議會解散請願運動 ニ合流セシムヘキコトヲ指令 ス
	四二二「台銀問題ニ関連シテ各銀 行休業対策指令」 議會解散請願運動ノ 一方面トシテ勞働農民 党ノ政治闘争ノ題目ニ供ス 尚四月廿六日金融恐慌臨時 議會政友会内閣成立対策 指令及五月五日財界恐慌 対策指令亦同趣旨ナリ

六、暴壓及對運動

日附	日本共産党	「暴圧及対政治的自由獲得 要求闘争ニ就テ」 議會解散請願運動等 取締ハ政府及資本家 ノ結托ニヨル暴圧ナリトシ 勞働農民党ヲ主動トシテ
日附	勞働農民党	本運動ハ昨年六月以來 本党ノ政治闘争ノ一題目 ヲナシ殊ニ九月廿四日暴 圧及対演説会ノ開催同 廿九日ノ暴圧及対デー等 ノ運動ハ上記共産党ノ

<p>反抗運動ヲ起ス特ニ九月廿四日暴正及対演説会ノ開催、九月廿九日暴正及対デーノ開催ニ付テ運動方針、統制方針、闘争題目ニ付テ詳細ニ指令ス</p>	<p>計画其儘ニ実現セラレタリ</p>
--	---------------------

七、對支非干渉運動及ロシア革命記念祭

<p>日附 日本共産党</p> <p>「当面ノ政策」</p> <p>對支非干渉闘争ニ付テ</p> <p>及帝國主義運動ノ一部トシテ之ヲ行ヒ労働農民党一派ノ工場急進分子ヲ中心トシ而シテ他派大衆トノ協同戦線トナスコトヲ指示ス</p>	<p>日附 労働農民党</p> <p>昨年中ニ於ケル本党ノ主要闘争題目ノ一タリ、其運動ノ目的、題目、共同戦線提唱等ハ上記共産党ノ方針ト一致ス</p>
--	--

<p>「全日本ノ労働者諸君！ロシア革命記念ト月七日ヲ期シテ起テヒト願スル概及帝國主義運動ノ一部トシテ日本帝國主義及対支非干渉等ノ題目ノ下ニ職場大會、従業員大會、記念講演會等ヲ開催スヘキコトヲ概ス</p>	<p>「ロシア革命記念祭ニ関スル指令」</p> <p>上記共産党ノ趣旨ニ從ヒ十一月一日ヨリ六日迄宣傳週間、同七日記念祭ニ関スル計画ヲ指令ス而シテ当日ニハビラ、メッセイジ、記念講演會等ハ開催セラレタルニ職場大會、従業員大會等ハ計画ニ從ヒレリ</p>
---	---

八、婦人運動及婦人同盟

<p>日附 日本共産党</p> <p>「労働婦人ノ問題ニ於ケルメヌメノ任務ニ関スルテーゼ」</p> <p>「婦人同盟組織ニ就テ」</p> <p>「当面ノ政策」</p> <p>大衆獲得運動ノ一トシテ</p>	<p>日附 労働農民党</p> <p>上記共産党ノ方針ニ從ヒ昨年六月以來婦人運動ノ促進ニ努メ同七月関東婦人同盟ヲ設立シ九月全國婦人同盟準備委員会成立ス</p>
--	---



「婦人參政權ノ獲得」婦人ノ政黨加入ノ自由ヲ中心スローガンニ選ビ労働農民黨一派ノ工場農村婦人ヲ主動シ労働農民黨ノ婦人部又ハ労働農民黨別働隊婦人同盟ヲシテ之カ指導ニ當ラレムベキヲ指示ス

組織ノ中心ハ評議會其他左翼急進分子ニシテ対策協議會組織協議會ハ之ニ依リテ構成セラレタリ中心スローガンハ共産黨ノ指令其ノ儘ヲ採用ス

九 農民運動方針

日附	日	本	共	産	党	日附	労働	農民	党
八ノ六	今秋、農民運動ノ方針	昨秋中、農民運動ノ方針トシテ「耕作權確立」ヲ中心題目トス「キコト、大地主及之ト拮抗スル專制政府ヲ目標トス「キコト」ヲ策立モ若押ニ対シテ大衆動員ヲ以テ對抗ス「キコト」此ノ運動ノ中心ニ農民大會、農民代表者會議等ヲ開催ス「キコト」等ヲ指令ス、	一〇一五	今秋、農民運動ノ關スル活動方針、指令シ	運動ノ題目、運動方針等ニ付上述共産黨上掲ノト合符ノ指令ヲ「殊ニ十月二十九日労働農民黨ノ支持ニヨリ日本農民組合、提唱ニセル全同農民団体協議會ハ共産黨ニ指示ニ符合ス、				

一〇 大學生社會科学生事件

日附	日本共産党	四一七 「京都学生事件」に関して 昨年四月付「謂」京大學生 社会科学生事件、公判開 廷ニ当リ労働農民党ヲ シテ求刑ニ対スル抗議 ノ聲明書ヲ發表セシム ク指令ス
日附	労働農民党	四三三 「京都学生事件」対スル 指令 求刑ニ対スル抗議、裁判 公開、要求、処分維持法 撤廃、要求等ヲ掲ゲ 演説會、開催其他ニ テ指令ス

二、選挙運動

(A) 京都市第五区補缺選挙

日附	日本共産党	「労働農民党京都市第五区選挙戦ニ於テ」前衛、活動ニ関シ 昨午五月京都市第五区選挙 院議員補欠選挙ニ立候補スル 労働農民党 山本宣治、岡本 目録ハ当選第一ニ偏入議會解 散要求ヲ中心題目トシ、労働 農民党ヲ指導スヘリ前衛 分子ニ指令ス
日附	労働農民党	議會解散請願委員会ヲ指導、 下ニ現議會解散、普選即行ノ題 目ヲ掲ク

(B) 國會議員總選挙  
(1) 政策

日附	日本共産党	「(B) 國會議員總選挙 (1) 政策」
日附	労働農民党	本党ノ選挙ニテハ「掲」ク「政策」ハ

「總選挙方針」

- (一) 選挙政策トシテ掲出セルモノハ
- (二) 選挙権ノ徹底的拡張(現選挙法ヲ改正シテ十八歳以上ノ男子ニ選挙権ヲ与ヘヨ)
- (三) 選挙ノ自由
- (四) 居住制限、供託金罪金制度、小選挙区制、秘密(投票目ノ封封支給公休)
- (五) 失業手当法ノ制定
- (六) 健康保険法ノ徹底的改正
- (七) 八時間労働制ノ確立
- (八) 言論、集会、結社、出版ノ自由
- (九) 団結及罷業ノ権制確立
- (十) 耕作権ノ確立
- (十一) 又労働者農民法令ノ撤廃
- (十二) 中産階級戦争反対
- (十三) 高利貸ノ禁止及所得税

上記共産党政策ヲ總テ第一ト文字通り逐一踏襲シタルモ君主制ノ撤廃又官廷、寺院、地主等ノ土地ノ無償没収等、非合法的項目ハ共産党政策ニ現ハル、ニ到ラス

日附	日本共産党	日附	労働農民党
	<p>(一) 君主制ノ撤廃</p> <p>(二) 官廷、寺院、地主等ノ土地ノ無償没収</p>		<p>杉浦英一、山本憲蔵、南郷一、等約十名労働農民党ノ名ノ下ニ日本共産党ヨリ候補セリ</p>

(四) 立候補

日附	日本共産党	日附	労働農民党
	<p>「選挙統制委員会指令」</p> <p>日本共産党員十名ハ労働農民党ノ名ノ下ニ候補スルコトヲ明記ス</p>		<p>杉浦英一、山本憲蔵、南郷一、等約十名労働農民党ノ名ノ下ニ日本共産党ヨリ候補セリ</p>

(八) オルガナイザー、アゲテーター、遊説隊

日附	日本共産党	日附	労働農民党
三六	<p>「日本共産党指令」</p> <p>労働農民党中央ヲラリシヨシ指令第三号</p>		<p>本党ハオルガナイザー、アゲテーター、遊説隊ヲ組織シタリ、殊ニ二月六日以來遊説別働隊トシテ三隊ニ分レ</p>

労働農民党外ニオルガナザ  
 イデテ一ター遊説隊ヲ組織シ以テ  
 労働農民党内部ニテケルフヲ  
 リ、レシヨシヲ振起シ全上党ヲ指導  
 スヘキコトヲ指令ス 殊ニ三月  
 十日以来全国各地ニ派遣セラレ  
 タル労働農民党遊説別働  
 隊ニハ精銳共産分子ヲ参加セ  
 シムヘキコトヲ明記ス

テ各方面ニ向シタルモノハ全ク正記  
 共産党ノ計劃ニ従ヒタルモノナリ

(二) 選挙協定

日付 日本共産党 党

「選挙方針書」  
 「党面」政策「選挙対策」  
 「労働農民党中央」フヲリ、レシヨシニ  
 「一」指令等ニシテ  
 「選挙協定」ヲ多ク同問題ニ対スル

日附 労働農民党

本党ハ選挙協定協議会参加等  
 ニテ積極的的態度ヲ以テ終極的  
 全国的協定ノ外地方的協定ニ對シ  
 又選挙協定成立セサル又選挙干  
 渉反対、進取擁護ニ付キ、共同戦

労働農民党ノ根本的態度ニ  
 付テ

共産党方向転換後、根本方針  
 ニ基キ各無産党、指導精神  
 ノ論議ヲ除外シテ協同全全  
 ニ向フ時機ナリトシ労働農民党  
 カ主動トナリテ全国的又ハ地方  
 的協定ヲ提案セシメ又假令  
 選挙協定成立セサル又選挙干  
 渉暴圧反対ニ関連シテ共同戦  
 争ヲ提議セシムヘキ指令ス

線ノ成立ニ寄与シタルハ正記共産党  
 ノ方針ニ符合ス

(ホ) 投票権行使

二七

「労働農民党中央」フヲリ、レシヨシ指  
 令第三号「投票権行使」ニ関シレ  
 (ハ) 労働農民党候補者トシテ  
 如何ハシメ人物多クモ労働

上記ノ指令ハ本問題ニ付テ日本共  
 産党ト労働農民党ト間ノ関係ヲ  
 ルイ條ヲ説明スルニ足ル

<p>民党員ヲ救助シテ運動ヲ行ハスルニト</p> <p>(日) 労働農民党ニ候補有キキ場合 初メテ他党候補有ニ投票セシムルニト</p> <p>(ハ) 労働農民党ニ他無産党ニ候補有キトキハ投票ノ効力ヲ阻ハス労働農民党大ニ解決ニ投票セシムルニト</p>
<p>労働農民党</p>
<p>労働農民党</p>

(ハ) 運動方法

日付	日本共産党	日付	労働農民党
	<p>(1) 演説要旨</p> <p>主義宣傳ニ必要ナル政治問題ヲ羅列シテ宣傳演説ノ規範トナセリ</p> <p>(2) 「労働農民党中央ヲクシヨシ指令第三號」</p> <p>赤旗第一號</p> <p>二月十日普選法ノ改正要求ノ選舉干渉及對テ題目トシ一方當日建國會ニ對抗シテ帝國主義ノ宣傳ヲ行ヒ水テ選舉ノ有利ニ導カンガ爲ニ従業員大會工場代表者會議農民大會米穀運動ノ開催等ヲ</p>		<p>曝露資料</p> <p>其ノ内容殆ント上記ト同一ナリ</p> <p>本党ニアリテハ二月十日ヲ普選法徹底的改正要求テートン普選法徹底的改正ノ選舉干渉絶対及対テ中心題目トシ一方當日開催ノ建國會ニ對抗シテ無産階級抑圧諸法令撤廃ノ帝國主義及對テ非干渉ノ題目ヲ掲ケ上記共産党指令ニ記サレタル運動方法ヲ計劃セリ</p>

指令ス

(3) 赤旗 第二號

投票日前日及當日ニハ普  
選法改正投票日公休半當  
支給等ヲ主要題目トシ從  
業員大會ヲ開催シ宣傳ヲ  
行フヘキコトヲ指令ス

(4) 労働組合内ニ働ク黨員ニ

對スル指令

應援金及活動費ノ募集ヲ  
指示ス

本党ニアリテハ二月十九日ヲ既成  
政党模範チート決定シ既成政  
党模範田中友助内閣打倒投票  
日公休半當支給、普選法徹底  
的改正等ノ題目ノ下ニ各種ノ計  
劃ヲナシタルモ事實印刷物頒  
布ニ止レリ

本党ニ在リテハ選舉運動開  
始ト共ニ基金袋ノ配布等ニ依  
リ應援金及活動資金等ノ  
募集ヲナセリ

労働農民黨綱領及政治綱約

綱領

一我等は我國の国情に照シ無産階級の政治的經濟的  
社會的解放の實現を期す

一我等は合法的手段に依リ不公正たる土地生産分配  
に關する制度の改革を期す

一我等は特權階級のみの利害を代表する既成政黨を  
打破シ議會の徹底的改造を期す

政策

政治

一 普通選挙の徹底

二 議員選挙費用の國庫道府縣市町村負担

三 財産階級運動抑壓諸法令の改廢

四 殖産地に於ける差別の撤廢

五 軍備の縮少と兵卒待遇の改善

六 戦争廢兵徵兵に依る本人並に家族の窮乏に對する

國家扶養の實施

七 幣制の根本的改革特に日用品の消費税及關稅の撤

廢と財產税の高率累進賦課

八 國民外交の確立

九 交通事故特別裁判機關の設立

經濟

十 團結権罷業権團體契約権の確立

十一 耕作権の確立

十二 最低賃銀法の制定

十三 少年及婦人の夜間労働坑内労働及危険作業の禁止

十四 時間労働制の確立

十五工場法、鑛業法、海員法等の改正

十六官公吏雇員、傭人及下級俸給生活者の最低賃銀の制定、失業の防止、團結権確立と基調とする服務規定の制定、改廢

### 社會

十七封建的賤視觀念に對する糾彈の達成

十八女子の公法上及私法上に於ける差別の徹廢

十九女子人月費買の禁一

二十女子教育及職業に關する一カの劃一の徹廢

二十一失業、疾病、災害保險制度並に無産養老年金の制定

二十二冤罪並に不當拘束に對する國家の賠償

二十三義務教育及職業教育機關に於ける一切の費用の國

### 庫支辨

二十四居住權の確立

### 規約

### 第一章 名稱

第一條 本黨ハ労働農民黨ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク

### 第二章 目的



第二條 本黨ハ黨ノ綱領宣言及決議ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス

### 第三章 構成

第三條 本黨ハ黨ノ綱領規約ヲ遵守スル個人ヲ以テ構成ス

### 第四章 機關

#### 第一節 黨大會

第四條 黨大會ハ黨ノ最高決議機關ニシテ大會代議員中  
以執行委員及本部役員ヲ以テ構成ス

第五條 黨大會ハ毎年一回中央執行委員會之ヲ召集シ議長及副議長ハ大會ニ於テ選舉ス但シ中央執行委員會ハ黨員三分ノ一以上ノ要求アリタル時又ハ中央執行委員三分ノ二以上必要アリト認めタル時ハ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得

第六條 黨大會ノ代議員ハ地方支部聯合會ヨリ選出スルモノトシ其ノ選出比率ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但シ必要アル時ハ支部ヨリ選出スル事ヲ得

第七條 黨大會ハ代議員三分ノ一以上出席スルニ非ザレ

ハ議決スル事ヲ得ス

第八條 黨大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半数ヲ以テ決ス  
可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス

第九條 黨大會ハ中央執行委員長一名、中央執行委員若干  
名ヲ選出スルモノトス。但シ中央執行委員ハ地方  
支部聯合會又ハ必要アル時ハ支部ヲ選出區トシ  
テ選出ス其ノ選出ノ比率ハ別表ノ定ムル所ニ依  
ル必要ナル場合ニハ大會ハ以上ノ規定ニ依ラズ  
シテ選出スルコトヲ得

第九條ニ 黨大會ハ書記長及會計各一名ヲ選出ス

### 第二節 中央執行委員會

第七條 中央執行委員會ハ次期大會ニ至ル迄ノ最高執行  
機關ニシテ大會ニ對シ責任ヲ負フモノトス

第十條 中央執行委員會ハ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

### 第三節 常任中央執行委員會

第十一條 本黨常務ノ執行機關トシテ常任中央執行委員會  
ヲ置ク特ニ緊急ノ場合ニハ常任中央執行委員會  
ハ中央執行委員會ニ代リ審議決行ス。但シ此ノ場

台ニハ次期中央執行委員會ノ承認ヲ經ル事ヲ要ス

第十三條 常任中央執行委員會ハ常任中央執行委員長及常任中央執行委員若干名ヲ以テ構成ス常任中央執行委員長ハ中央執行委員長之ヲ兼テ常任中央執行委員ハ中央執行委員會ニ於テ互選ス

### 第四節 部門

第十四條 中央執行委員會ハ必要ニ應シ組織宣傳教育調査  
上ニ必要ナル行政機關紙端編輯會對策等ノ部門ヲ設

クルモノトス

第十五條 各部門ハ中央執行委員會ノ統制ヲ受ク

第十六條 各部門ハ部長一名部員若干名ヲ以テ構成シ中央執行委員會之ヲ任免ス

### 第五章 本部役員

第十七條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 中央執行委員長一名
- 二 書記 長一名
- 三 會計 計一名
- 四 各部 長若干名

第十八條 中央執行委員長ハ党ヲ代表シ党務ヲ總轄ス

第十七條 書記長ハ中央執行委員長ヲ補佐シ党務ヲ處理ス。

第十八條 會計ハ党ノ會計事務ヲ處理ス。

第十九條 各部長ハ當該部門ノ活動ヲ統轄ス。

第十九條ニ本部役員ハ中央執行委員會及常任中央執行委員  
會ニ於テ發言スルコトヲ得。

第二十條 黨役員ノ任期ハ一ヶ年トス、但シ再選ヲ妨ケス。

## 第六章 地方支部

### 第一節 府縣並ニ特別都市支部聯合會

第二十一條 各府縣又ハ特別都市ニ於テ二個以上ノ支部アル

場合ハ支部聯合會ヲ組織スルモノトス。

第二十二條 支部聯合會ニハ左ノ機關ヲ設クルモノトス。

- 一、大會
- 二、執行委員會
- 三、常任執行委員會
- 四、部門

第二十三條 支部聯合會ノ大會代議員ハ支部ヨリ選出スルモノトシ其選出比率ハ別表ノ定ムル所ニ依ル。

第二十四條 支部聯合會ノ規約ハ中央執行委員會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス。

## 第二節 支部

第二十五條 支部ハ中央執行委員會ノ承認ヲ得テ地理的區劃

ニヨリ黨員五十名以上ヲ以テ組織スルモノトス

但シ必要アル場合ハ中央執行委員會ノ承認ヲ經

テ適宜之ヲ組織スルコトヲ得

第二十六條 支部ニハ左ノ機關ヲ置クモノトス

一 大會 二 幹事會 三 常任幹事會 四 部門

第七章 黨費及會計

第二十七條 黨費ハ黨員一名ニ付年額金六十錢トス

第二十八條 黨員納入ノ黨費ハ一切之ヲ返還セス

第二十九條 黨費ハ本部及地方支部ニ配分ス

第三十條 黨經費ノ豫算ハ中央執行委員會ニ於テ原案ヲ作

製シ大會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十一條 黨經費ノ決算ハ大會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第三十二條 黨機關紙ノ會計ハ獨立會計トス

第三十三條 黨ハ會計監査若干名ヲ置キ會計ノ監査ニ任ス會

計監査ハ大會ニ於テ之ヲ選任ス

第三十四條 黨會計年度ハ毎年十月一日ヨリ翌年九月三十日

迄トス

第八章 罰則

第三條 黨員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ中央執行委

員會又ハ大會ニ於テ除名スルコトヲ得

一 党ノ主義綱領ニ違背シタル者

二 党ノ面目ヲ毀損シタル者

三 党ノ統制ヲ乱シタル者

第三條 前條ノ規定ハ支部及支部聯合會ニモ準用ス

第九章 附則

第三條 党ノ綱領及規約ハ大會出席代議員三分ノ二以

上ノ賛成ヲ得ルニ非サレハ変更加除スルコトヲ

得ス

別表第一

党大會出席代議員選出比率

支部聯合會員三百名迄ハ一名以上三百名未満

ヲ増ス毎ニ一名

別表第二

支部聯合會<sup>大會</sup>出席代議員選出比率

支部員五十名迄ハ一名以上五十名未満ヲ増ス<sup>九</sup>

毎二一名

別表第三

中央執行委員選出比率

選出區員三百名以上千名迄ハ一名千名以上三  
 千名迄ハ二名三千名以上ハ二千名ヲ増ス毎二  
 一名ヲ増ス

第二號

日本労働組合評議會ノ成立ト其ノ後ノ經過

第一、日本労働組合評議會ノ成立

一、日本労働総同盟ノ内訌ト分裂

大正元年八月一日友愛會ノ名ニ於テ組織セラレタ

ル日本労働総同盟ハ其ノ後諸種ノ事情ニ依リ漸次會

勢ノ伸張ヲ来タシ本邦ニ於ケル最大ノ労働団体トナ

リタルカ、大正十二年頃ヨリ関東労働同盟會ノ幹部

間ニ軋轢ヲ生シ所謂本部派対非幹部派ノ抗争熾烈ト

ナリ、大正十二年六月檢挙セラレタル秘密結社日本



共産党事件ニ連座シタル渡辺政之輔、杉浦啓一、野  
 坂、故渡辺編ニ等カ保釈出獄後非幹部派ノ首領故  
 田口龜造ト結ヒ總同盟ニ復帰スルニ及ヒ非幹部派ハ  
 漸次共産主義者ノ指導下ニ従属スルニ至レリ。其ノ  
 後共産主義分子ノ努力者シク進展シ現実主義ヲ主張  
 スル幹部派ト共産主義者ノ指導精神ヲ信奉スル非幹  
 部派ノ抗爭軋轢ハ次第ニ露骨トナリ、此ノ傾向ハ單  
 一関東側ニ止マラズ關西其ノ他全國的ニ波及セリ。  
 其ノ結果八正十四年三月開催ノ總同盟全國大会ノ席

ニ激烈ナル論争ヲ交ヘ遂ニ總同盟本部ハ組合内部ノ  
 大分裂ヲ招来セリ。此等ノ分子ニ依リ統制セラレツ、アル  
 所屬ニテ組合ヲ除名処分ニ付シタル為總同盟ノ一大  
 分裂ヲ招来セリ。

二、日本労働組合評議會ノ組織

總同盟ヨリ除名セラレタル三十組合ハ当初除名処  
 分ニ服ヒス飽迄總同盟ニ踏ミ止マリ總同盟幹部ヲ放  
 逐シア之ヲ完全ニ自派ノ掌中ニ收ムトシタルニ其  
 ノ見込立夕カリシ為、同年五月自ラ脱退ヲ聲明シ新



ニ日本労働組合評議會ヲ組織セリ。

第二、組織後ノ經過

日本労働組合評議會ハ其ノ組織後共產主義者ノ指導ニ依リ一切ノ活動方針ヲ決定シ、大正十五年迄ハ所謂無産政党ノ組織運動ニ参到シ政治研究會其ノ他  
、浮世農民党成立ノ後、極力之ヲ採取ノ策シテ  
完全ニ共產党ノ指導下ニ誘引シ、福本イズムノ抬頭  
後ニ在リテハ理論闘争ノ主張ニ基キ議會解散請願運

動ヲ初メ共產党ノ指令ヲ基準トシテ幾多ノ高激ナル  
實際運動ノ第一線ニ立テ常ニ革命的労働運動ノ眞ノ  
主動的団体ハ独リ評議會アルノミト宣傳シテ組合ノ  
擴張ニ努メ組織当初約八千名ノ組合員ヲ有シタルニ  
ノ最近ニ在リテハ二万二千二百餘名ヲ抱推スルニ至  
レリ。

評議會ハ夙ニ在露國國際共產党及國際赤色労働組合  
ト密接ナル連絡ヲ保テ組合員中少壯有為ノ士ヲ選抜  
シテ毎年入露セシメ共產党大學ノ教育ヲ受ケレメタ  
ウ。

ルノミナラス、嘗テ露國労働組合代表ヲレポセー  
行ニ本邦ニ招待シ次テ評議會代表者ヲ露國金屬労働  
組合第七回八會ニ列席セシメ、昭和二年ハ國際赤  
色労働組合ノ事實上主催ニ係ル汎太平洋労働組合會  
議ニハ本邦労働代表々ヲ密行出席セシメ之ニ加盟  
シ完全ニ國際赤色労働組合ニ加入シタル模様ナリ。  
評議會ハ又労働争議ノ遂行ハ革命実行ノ豫行演習  
トシテ、有意義ナリトノ意識ヲ有シ各種ノ問題ヲ  
此ハテ争議ノ勃發ヲ策シ、争議ノ經過中準工場襲撃、

強襲、放火等ノ手段ヲ用ヒ、共同印刷争議、浜松樂  
器争議等ノ来タレルカ、近時ハ更ニ各種ノ問題ヲ捉  
ヘテビネラルストライキノ決行ヲ煽動スルニ至レリ  
(工場代表者會議ノ遂行、芝浦製作所鶴見工場争議ニ関聯  
シテ果庄反对運動、五法案獲得運動等ノ遂行手段ト  
シテ)。

第三、日本共産党ト日本労働組合評議會トノ関係  
今回檢挙ノ日本共産党事件ノ証據書類ト日本労働  
組合評議會ニ於テ送來作製配布シタル各種ノ印刷物

並ニ前項記載ノ評議會ノ實際運動トヲ照合スルニ何  
レモ日本共産党ノ指導方針ニ基クテノナルコト明瞭  
トナリ且日本労働組合評議會ノ中心幹部ハ悉ク日本  
共産党ノ最高党員ナルコト判明シタル次第ニシテ西  
洋ノ關係ハ極メテ濃密ナリ。(附録、日本共産党ト日  
本労働組合評議會トノ關係、日本共産党ト日本  
労働組合評議會トノ關係参照)

第四、從來ノ取締方針

本組合ニ對シテハ從來專ラ豫防警察上ノ立場ヨリ

嚴密ナル監視ヲ加ヘ其ノ矯激ナル運動ニ付テハ嚴重  
ナル取締ヲ為シ来レリ。

才

日本共産党卜日本労働組合評議会卜関係者

氏名	日本労働組合評議会内ニ於ケル地位
野田律太	中央執行委員長
杉浦啓一	中央執行委員
松尾直義	全
河田賢治	全
湊七郎	全
太田博	全
中村義明	全
今野健天	全
渡辺政之輔	前幹部（事実上ノ最高幹部）
鍋山貞親	（全）
國領伍一郎	全
唐沢清八	関東地方評議会執行委員長
中尾勝男	中央執行委員
豊田直	関東地方評議会常任委員
片山峰登	本部書記

奇藤久大 南 著一 藤沼瞭一 池内三雄 大島共大 稻葉助四郎 奇藤重太郎 栗木一夫 徳田英治 國領己三郎 奥田宗太郎 阪野勝治 倉本希一 永本光雄 志田勇	東京合同労働組合 幹部 出版労働組合 関東化学労働組合幹部 大阪地方評議会常任委員 全 全 大阪金属労働者組合 神戸地方評議会執行委員長 全 幹部 中国地方評議会執行委員 九州地方評議会常任委員長 全 幹部
---	---

日本共産党ト日本労働組合評議会ト運動上ノ関係

日付 日本共産党 政治教育テーゼ 一日本共産党ノ政治テーゼ ノ公表ニアタリ革命的労働者諸君ニ概ス 二日本共産党ノ政治テーゼ	日付 日本労働組合評議会 政治教育テーゼ 政治教育テーゼ
不明 一議會解散請願運動ノ 意義上役割 二日本共産党ノ當面ノ政策 ノ内第三議會解散運動	不明 一他ノ請願運動 實際運動 (1)労働農民党ト提携シ「請願運動全國協議會」ヲ組織セリ (2)大正十五年十二月一日以降六回ニ涉リ「請願デー」ヲ催シ示威運動ノ屋外集會等ノ開催ヲ企テタリ(其ノ都度警察ハ之ヲ阻止セリ)
不明 對支非干涉運動 日本共産党ノ當面ノ政策 二年三月 一對支非干涉運動ヲ直ニ起セ(印刷物)	不明 對支非干涉運動ヲ直ニ起セ(印刷物)

策第七 戦争反対ノ闘争  
 五 對支非干涉ノ闘争

四、二 對支非干涉運動ニ関スル指令  
 七、 對支非干涉ノ一大旋風ヲ捲キ起セ  
 七、二 四支那視察団派遣ノ支持派遣費募集ニ関スル指令

五 實際運動

(1) 労働農民党ト提携シテ對支非干涉全国同盟ヲ組織セリ  
 (2) 支那出兵反対聲明書、決議文等ニ發表セリ  
 (3) 演説会、研究会等ヲ屢々開催セリ  
 (4) 宣傳ビラノ撒布、示威運動等ヲ企テタリ  
 (5) 支那ニ視察団ヲ派遣シ支那共産党ト連絡提携ヲ為サムトセリ警察阻止

汎太平洋労働組合會議ノ参加

不明  
 日本共産党ノ當面ノ政策ノ内資本主義ノ收斂ト労働組合ノ一般的位置ト項  
 (1) 國際的統一ロワイヤル加盟

二年  
 國際赤色労働組合ノ主任ニテ支那漢口ニ於テ開催シタル汎太平洋労働組合會議ニ加盟シ代表者六名ヲ密行出席セシム

工場代表者會議

一 台銀及新内閣ニ就テ  
 二 日本共産党ノ當面政策

實際運動

(1) 各銀行ノ破綻ニ因ル金融界ノ動搖ハ事業主ヲシテ概首ニ工場閉鎖、賃銀値下等ニ依リ其ノ損害ヲ労働者ニ轉嫁ストナシ  
 「工場代表者會議」ノ開催ヲ指令セリ  
 (2) 各地方ニ「二代会議」ヲ開キ資本主義制度ノ曝露ヲ試ミ反抗心ノ激発ニ努ムトセリ  
 (警察ハ其ノ都度嚴重ナル取締ヲ加ヘ漸次開會不能ニ終ラシメタリ)

失業 反對及五法案獲得運動

一 左翼労働者當面ノ活動  
 二 五法案獲得闘争ニ関スル意見書  
 三 日本共産党ノ當面ノ政策  
 四 五法律獲得闘争ニ関スル追加指令

二年  
 一、三法案要求運動ヲ起セ  
 二、四法案要求ニ関スル全国的闘争  
 三、五法案要求運動

(1) 「失業反對全国無産団体協議会」ニ加盟セリ  
 (2) 五法案ノ即時実施ノ決議ト各工場主ニ



解放運動犠牲者救援  
運動ニ付イテ

解放運動犠牲者救援ニ名ヲ藉ル右翼大衆獲得運動  
實際運動

労働組合ノ戦線統一乃至右翼労働大衆ノ獲得手段トシテ

(1) 日本労働総同盟干渉ノ野田帶田会社労働者協議会、建口会模範、生産団体協議会ノ開催ヲ企テ警察ニ解散ヲ命セラレタリ(二年十月三十日)

(2) 右集會解散ノ結果関東労働組合會議ノ問題トナスヘク一月十日會議ヲ開催セリ(解散ヲ命セラル)

(3) 野田中議者復談議文ヲ作製ス(二月三日)

自衛團組織運動

亂察隊編成ニ就テ

亂察隊ノ組織ニ就テ

スパイノ警戒方ニ関スル指令

概文ハ労働者階級解放闘争ノ武器ダ

概文ハ労働者階級解放闘争ノ武器ダ  
敵ニ武器ヲ絶対ニ渡スナ  
武器ヲ有效果初ニ使フ

敵ニ武器ヲ絶対ニ渡スナ  
武器ヲ有效果初ニ使フ

便

労働組合ノ合同運動

不明  
一労働組合ノ戦線統一ニ付テ

二年  
一労働組合統一運動ニ関スル方針

二年  
ニ分裂セル組合戦線ヲ統一シ資本家ト政府ニ對シカ強キ戦ヲ開始スヘク各組合比例代表ニヨル全口労働組合會議ヲ開催セヨ

不明  
一統一運動ノ具体策ニ就テ

二年  
三全口組合會議開催ニ関スル指令(具体的方針)

四「共同闘争委員会設置」「労働組合戦線ノ統一」

不明  
解放運動犠牲者救援運動ニ付イテ(戦線統一ノ意味ヲ加味シテ)

総選挙ノ際ニ於ケル指令

不明  
労働組合内ニ働ク党員ニ對スル指令

三年  
(一) 総選挙闘争ニ関スル評議會ノ活動方針  
(二) 総選挙ニ関スル活動方針(指令)



総選挙ニ於ケル労働組合員ノ活動ニツイテ

(3) 二月四日付ノ日本共産党ノ機関紙「労働新聞」外総選挙ニ際シテ労働者ハ全労働政党组ヲ支持シテ資本家地主ノ政党ト戦ヘト懸スル印刷物五万枚ヲ作製シ各所屬組合ニ發送セリ

(4) 総選挙闘争中ノ組合活動ニ関シテナル再指令ヲ發シタリ

日本労働組合評議會綱領草案規約

綱領(現在廢止ノモノ)

一 組合運動ノ目的

組織ト闘争トニ依ツテ資本ノ搾取ニ對抗シ労働條件ヲ維持改善シ生活ノ安定ト向上ヲ計リ、労働階級ノ完全ナル解放ト合理公正ノ社會生活ノ實現ノタメ闘フコトハ組合運動ノ目的テアル

二 組合運動ノ教育的任務

組合運動ニ依ツテ労働大衆ヲ教育シ労働階級ヲシ

テ資本主義ノ精神的支配ヨリ完全ニ独立セシメ而  
シテ階級意識ニ基ク團體的行動ノ訓練ヲ興ヘル事  
ハ組合運動ノ教育的任務テアル

### 三 行動ノ一般方針

労働階級ノ完全ナル解放ヲ以テ組合行動ノ一般方  
針トスル

### 四 組織原則

組合 一切ノ機關ニハ一般組合員ノ意志ヲ最モ敏  
速正確ニ反映セシメ組合大衆ヲシテ常ニ組合行動

ニ活潑ニ関與セシメルト同時ニ大衆ノ意志ト行動  
トヲ最モ有効ニ集中シテ最大ノ闘争力ヲ發揮セシ  
ムルカ如キ民主的集中主義ヲ以テ組合組織ノ原則  
トスル

### 五 組合組織ノ目標

被搾取者タル共通ノ利害ト之レニ基ク階級的意識  
ニ立脚シテ全テノ労働者ヲ産業的並ニ一大階級的  
組織ニ團結セシムルコトヲ以テ組合組織ヲ集メル

目標トスル

備考

綱領廢止

昭和二年四月ノ大會ニ於テ綱領ヲ廢止ス

廢止理由

一組合創立當時ノ綱領ハ其ノ内容不充分ト

ナレルコト

二觀念的、抽象的ナル綱領ハ意義ナキコト

三労働組合ノ當面ノ要求ヲ表明スル政策

ヲ掲グルニ如カス

四以上ノ理由ニ依リ新ニ政策ヲ採用セリ

政策

一一日八時間労働制(一週四十八時間制)領山ニ於テは

一日六時間労働制(一週三十六時間制)の即時實施

二標準生活賃銀制の確立

三失業手当法の制定

四婦人及幼年保護法の制定

五工場法鑛業法の徹底的改正

六官僚的就業規則の撤廢

七健康保險法の徹底的改正

ハ完全なる労働組合法の獲得

九治安維持法、労働争議調停法、暴威取締法其の他無産階級弾壓法の即時撤廢

十労働者の政党加入の自由

## 規約

日本労働組合評議會會則

### 第一章 總則

第一條 本會は日本労働組合評議會と稱し本會の綱

領及決議の遂行を以て目的とす

第二條 本會は本會の綱領決議及規約を承認する各

種産業別労働組合及合同労働組合を以て組織し本

部を東京に置く

第三條 本會の綱領及規約は大會の決議を経るにあ  
らざれば変更するを得ず

### 第二章 組織

#### 第一節 組合

第四條 組合は中央委員會及地方評議會の統制の下

に本會の綱領宣言及決議に基つき活動するものとす

第五條 産業別組合は同一地方に於ける同一産業の労働者二百名以上を以て組織す

第六條 合同組合は産業別組合に組織し得ざる一産業若くは數個産業の労働者百名以上を以て組織するものとする

但し合同労働組合は漸次之を産業別組合に整理する任務を有する

第七條 工場分會を以て組合の基礎單位とする

第八條 組合に最高機關として工場分會より選出せられたる代議員を以て構成する組合大會を置き毎年一回以上定期に開催するものとする但し全國大會前たることを要す

第九條 組合大會及組合執行委員會の決議にして全國的問題は中央委員會の承認を経る事を要す

第十條 組合大會は若干名の執行委員を選舉し次期組合大會に至る迄の決議執行機關として執行委員

會を組織せしむるものとす

第十一條 組合執行委員會は毎月一回以上定期に開催する事を要す

第十二條 執行委員會が必要と認めたる場合は擴大執行委員會を開催する事を得

第十三條 執行委員會は其の互選によつて常任執行委員會を組織せしめ執行委員會の決議の執行を委任する事を得

第十四條 同一地域に於て同一組合の分會二個以上存在する場合は組合執行委員會は其の地域に執行委員會の任命による若干名の支部委員を以て支部委員會を設置するものとす

第十五條 支部委員會は執行委員會の統制の下に分會間の活動の統一及執行委員會との連絡を計るものとす

第十六條 組合の専門部は執行委員會の統制の下に置き地方評議會の専門部に準ず

第十七條 合同労働組合に限り執行委員會統制の下  
に同一産業の各分會の代表者による産業委員會を  
組織し産業別整理並に同一産業部門の組織の計画  
及其の他分會間の連絡を圖るものとする

第十八條 組合は組合情勢及執行委員會決定事項を  
毎月定時に中央委員會に報告する事を要す

第十九條 組合の経費は其の組合員より徴収する組  
合費を以て支辨するものとする

### 第二節 地方評議會

第二十條 地方評議會は中央委員會の統制の下に所  
属組合の活動を統一し地方的活動を指導し共通の  
事項を處理するものとする

第二十一條 同一地方に二個以上の組合が存在し其の  
組合員總數五百名以上に達する場合に中央委員會  
の承認を経て地方評議會を組織することを得

第二十二條 地方評議會に最高機関として其の所屬組  
合より選出されたる代議員を以つて構成する地方

大會を置き毎年一回定期に開催するものとする  
但し全國大會の直後たる可き事を要す

第廿三條 地方大會及評議員會、地方常任委員會の決議  
にして全國的問題は中央委員會の承認を経るを要  
す

第廿四條 大會より次期大會に至る迄の決議機關と  
して評議員會を置く

第廿五條 評議員會は其の所屬組合より組合員數に  
比例して選出したる評議員を以て構成しニヶ月に

一回以上開催するものとする

但し地方評議會常任委員にして必要と認めたる場  
合は擴く評議員會を召集することを得

第廿六條 地方大會に於て選出したる若干名の常任  
委員を以て地方常任委員會を組織するものとする

但し地方常任委員會は中央委員會の承認を必要と  
す

第廿七條 地方常任委員會は地方大會及評議員會の  
決議を執行するものとし緊急の場合は評議員會の



決議を経ずして執行する事を得

但し此の場合に次回評議員會に於て事後承認を求むる事と要す

第廿八條 地方常任委員會の下に左の専門部を置き

各部長は常任委員の互選に依り部員は地方常任委員會之を任命するものとす

- 組織部
- 争議部
- 政治部
- 婦人部
- 教育出版部
- 共済部
- 財政部
- 調査部

第廿九條 地方評議會は評議員會地方常任委員會の

決定事項及地方情勢を毎月定時中央委員會に報告する事と要す

第三十條 地方評議會の經費は所屬組合より徴収す

地方費を以て之を支辨するものとす

第卅一條 地方費の額は地方大會に於て協議し中央

委員會の承認を経る事と要す

第三節 全國的産業別聯合會

或は産業別協議會

第廿二條 全國的産業別聯合會或は産業別協議會は中央委員會の統制の下に其の産業に属する組合の活動を統一し同一産業の未組織労働者の組織、産業別合同の促進を爲すものとする

第廿三條 加盟組合中同一産業に属する組合三個以上あり組合員總數一千名以上に達したる時は全國的産業別聯合會を組織するものとする

第廿四條 全國的産業別聯合會は所属組合より選出したる代議員を以て構成する産業別大會を以て最

高機関とし、二ヶ年に一回以上これを召集するものとする

第廿五條 産業別大會は大會の決議執行のため若干名の執行委員を選出し、産業別聯合執行委員會を組織せしむるものとする

第廿七條 全國的産業別協議會の事務は所属組合の選出による若干名の委員を以て組織する協議委員會に於て處理するものとする

第廿六條 全國的産業別聯合會を即時に組織し能は

ざる時は全國的産業別協議會を組織するものとす  
第廿八條 全國的産業別聯合會或は産業別協議會の  
經費は其の所屬組合より徴収するものとす徴収額  
は中央委員會の承認を経るを要す

#### 第四節 通則

第廿九條 地方評議會に包括する地域の範圍並に全  
國的産業別聯合會或は産業別協議會に包括する産  
業の範圍は中央委員會に於て適宜之を決定するも  
のとす

第四十條 組合地方評議會全國的産業別聯合會或は  
産業別協議會の規約は中央委員會の承認を経る事  
を要す

第四十一條 組合地方評議會全國的産業別聯合會或  
は産業別協議會の各々の同一問題にして異りたる  
決議を生じたる場合は中央委員會の指示に従ふ可  
きものとす

### 第三章 機関

第四十二條 本會に左の機関を置く

一 大會

二 中央委員會

三 中央常任委員會

四 統制委員會

第一節 大會

第四十三條 大會を以て本會の最高機關とす

第四十四條 大會は大會代議員を以て構成す

第四十五條 加盟組合は凡て左の比例を以て大會に

代議員を有す。代議員を選出するものとす

組合員二百名未満の組合は二名

二百名以上は百名を増す毎に一名増員

千名以上は二百名を増す毎に一名増員

三千名以上は三百名を増す毎に一名増員

第四十六條 地方評議會は凡て左の比例に依り大會

に決議権を有する代議員を送る事を得

一 所屬組合員數一千名迄は一名

一 二千名迄は二名

一 二千名以上は二千名を増す毎に一名増員

第四十七條 全國的産業別聯合會及産業別協議會は

左の比例により大會に決議権を有する代議員を送  
る事を得

一 所屬組合員數二千名迄は一名

二 二千名以上は二千名を増す毎に一名増員

第四十八條 前三條の比例は最後の端數半数以上な

る場合は更に一名を増員するものとする

第四十九條 大會代議員の選舉方法は各選舉區に於

て適宜之を定むるものとする

第五十條 大會は出席代議員の總數の五分の三に滿

たざる時は開催する事を得ず

第五十一條 中央委員及中央委員長並に統制委員は

大會に於て發言権を有するも決議権を有せず

第五十二條 定期大會は毎年一回前年度大會に於て

決定したる期間及場所に於て中央委員會之を召集  
す

但し中央委員會に於て必要と認めたる場合は大會  
開會期間を延長する事を得

第五十三條 左の場合には中央委員會は臨時大會を召集するものとする

一 中央委員會の必要と認めたる場合

二 加盟組合員總数の三分の一以上を代表する組合より請求ありたる場合

第五十四條 加盟組合及地方評議會並に全國的産業別聯合會或は産業別協議會は大會へ議案を提出する事を得

第五十五條 大會の提案は大會開會五週間以前に之を中央委員會に提出する事を要し、中央委員會は大會議案を少くとも大會開會三週間前に之を公表する事を要す

但し臨時大會の場合には中央委員會は以上の期間を適宜短縮する事を得

第五十六條 大會は毎回代議員中より大會執行委員若干名を選出する事を要す

第五十七條 大會執行委員會は大會開會中議事に關

する一切の事項と執行するものとする

第五十八條 大會の議長は大會執行委員が之を行ふものとする

第五十九條 大會議決は特に規定なき場合は出席代議員過半数の同意に依つて成立するものとする

但し可否同数なる時は議長の票決に依つて決し此の議決に對して出席代議員の五分の二以上の異議ある場合は再採決を行ふ此の場合は各代議員の投票は各々其の代表する組合員数(會費完納者数)に換

算して採決す

第六十條 大會に関する細則は中央委員會に於て別に之を定む

## 第二節 中央委員會

第六十一條 中央委員會を以て次期大會に至る迄の最高機関とす

第六十二條 中央委員會は中央委員長及中央委員を以て構成するものとする

中央委員會は大會の決議執行の責任を負ふ本會の

綱領及宣言の遂行に必要な緊急事項に関する決議を行ふものとする

第六十三條 中央委員は毎年定期大會開會中左の選挙區に従ひて選挙するものとする

但し補闕選挙の場合には次期大會に報告して承認を求むる事を要す

一各全國的産業別聯合會又は協議會  
一各地方評議會

第六十四條 中央委員は左の比例を以て選出するものとする

一全國的産業別聯合會若しくは協議會は組合員數二千名以下は千名に付き一名、二千名以上は一千名を増す毎に一名増員

一地方評議會は一地方各一名宛

第六十五條 中央委員長は大會に於て選挙す

第六十六條 各選挙區は其の選出せる中央委員を解任する事を得



但し解任及其の補闕選舉の一切は次回の大會に於て承認を得る事と要す

第六十七條 中央委員會は一ヶ年四回定期に開催す  
但し非常任委員會の必要と認めたる場合は中央委員會三分の一以上の請求ある時は臨時に開催するものとす

第六十八條 中央委員會必要と認めたる時は中央委員會の範圍を拡大して擴大中央委員會を召集する

第六十九條 擴大中央委員會の委員選舉は中央委員選舉區に準じ、選舉比例、中央委員會に於て適宜之を定むるものとす

### 第三節 中央常任委員會

第七十條 中央委員會は若干名の中央常任委員を選り、中央委員長を以て委員長とする中央常任委員會を組織せしむるものとす

第七十一條 中央常任委員會は中央委員會の決議、緊急事項を執行すべき責を負ふものとす

但し緊急事項の執行は次回中央委員會の承認を得るを要す

第七十二條 中央委員會の下に左の部門を置き中央常任委員を各部長に任ず

但し必要に應じ中央常任委員は同時に各部門の部長を兼任する事を得

- 總務部
- 内務部
- 政治部
- 國際部
- 調査部
- 教育部
- 農林部
- 共済部
- 財政部
- 婦人部

第七十三條 前條各部門の細則は中央委員會に於て之を定め、部員及囑托は中央委員會に於て之を選任するものとする

第七十四條 中央委員長、部長、部員、囑托は有給とする事を得、給料の額は中央委員會に於て之を定む

第四節 統制委員會

第七十五條 統制委員若干名及統制委員候補者若干名ハ大會に於て選出し統制委員を以て統制委員會

を組織する

第七十六條 統制委員にして缺員を生じたる場合は候補者より之を補缺とするものとする

第七十七條 統制委員長は委員會の互選とする

第七十八條 統制委員會は本會の會計監査及大會の決議執行に関する中央委員會の活動を監督するものとする

第七十九條 統制委員は何時にても中央委員會地方評議會全國的産業別聯合會或は産業別協議會の一切の書類を閲覧する事を得

第八十條 統制委員會は必要に應じ、委員長之を召集す

第八十一條 統制委員會は毎定期大會と中央委員會の活動及事務會計の監督に関する報告を提出する事を要す

#### 第四章 加盟脱退及規律

第八十二條 本會への加盟又は脱退は大會若しくは中央委員會の承認を経るを要す

第八十三條 大會又は中央委員會は必要と認むる場合

合加盟組合又は組合員に對し勸告警告を發し次の  
場合には加盟組合と除名する事を得

一 本會の綱領規約並大會及中央委員會の重要決議  
に違反したる場合

二 労働階級の利害を裏切り組合運動の精神に及し  
階級道徳を傷ける行為ありたる場合

第八十四條 地方評議會及全國的産業別聯合會は前  
條に準じて其の所属組合又は組合員に對して勸告

警告を發し又は中央委員會に所属組合の除名を以  
てする事を得

第八十五條 中央委員會の除名決議に對して當該組  
合に於て不服ある場合は次期大會に上訴する事と  
得

第八十六條 前條の上訴は除名通告後一ヶ月以内に  
當該組合の大會若しくは執行委員會の決議に依る  
理由書を附して中央委員會に申告するに非ざれば

成立せず

第八十七條 中央委員會に於て第八十四條の上訴を受理したる場合に於ては當該組合は加盟組合としての權利義務は一切存續するものとする

第八十八條 除名の決議は總て定員三分の二以上の出席を要し出席者三分の二以上の同意に依つて成立するものとする

第八十九條 加盟組合が脱退し又は除名されたる場合は本會基金其他に對する一切の權利を失ふものとする

### 第五章 會計

第九十條 本會の經費は加盟組合より徴収する總本部費を以つて之を支辨す

第九十一條 本會の收入及支出に關する豫算は大會に附議して其の承認を経る事を要す

第九十二條 加盟組合は大會に於て決定したる總本部費を毎月一定の日時迄に中央委員會に納入することとを要す

第九十三條 中央委員會に於て必要と認めたる場合

は加盟組合より臨時費の徴収を爲すことを得

第九十四條 本會の會計年度を二月一日より翌年一月廿一日迄とす

但し大會の期日変更したる時は大會前二ヶ月を以て前年度の終りとす

第九十五條 本會の收入・支出に關する各年度の決算は之を大會に報告して承認を経る事を要す

第九十六條 本會の財産管理に關しては中央委員會の連帶責任とす

## 第六章 附 則

第九十七條 本會の規約にして疑義を生じたる場合は中央委員會と統制委員會の合議を以て之を決定するものとす

第九十八條 本則は一九二七年五月十一日より之を實施するものとす

### 第三號

全日本無産青年同盟組織及其ノ後ノ經過

#### 一 組織狀況

本邦共產主義系青年急進分子等ハ共產主義者ノ喉  
喉ニ依リ全國青年ヲ糾合シテ一大組織運動ヲ起スヘ  
ク大正十四年五六月頃ヨリ極秘ノ間ニ運動ニ着手シ  
日本労働組合評議會水平社無産者同盟全國學生社會  
科學聯合會ノ青年分子等表面ノ指導者トナリ東京大  
阪在住者等相呼應シ運動ノ歩伐ヲ進メタル結果同年  
十一月頃既ニ右兩地ニ地方青年同盟ノ組織ヲ見タリ。





×現ニ其ノ本部ヲ東京ニ置キ北海道、東京、大阪、兵庫、新  
潟、三重、静岡、長野、宮城、福島、青森ノ各地ニ支部ヲ置キ會  
員約四千五百名ノ一大團體トナレリ。

三、秘密結社日本共產黨及同日本青年共產同盟トノ關  
係

共產主義者等ノ組織シタル日本共產黨内ニハ別紙  
ノ如ク本同盟ノ指導中心分子多數加盟シ共產黨ノ指  
導方針ノ下ニ活動シタルノミナラス同盟自ら單ニ表  
面運動ノミヲ以テ足レリトセス共產黨員養成所ト

シテ在露國際青年共產同盟ニ慣ヒ秘密結社日本共產  
黨ニ比肩シ社會革命ノ實行ヲ企圖シ秘密裡ニ青年前  
衛タルヘキ者ヲ糾合シテ秘密結社日本共產青年同盟  
ヲ組織シ本年ニ入リテハ露骨ニモ共產黨ト相呼應シ  
テ我國体ヲ變革セムトスルカ如キ各種ノ宣傳ビラヲ  
撒布セリ本秘密結社ニ就テハ其ノ本体ヲ確ムヘク夙  
ニ内偵ヲ怠ラザリシ所今則日本共產黨ノ檢舉ニ際シ  
主トシテ<sup>關西</sup>地方ニ於ケル組織ヲ確立シ居レル事實ヲ發  
見シ同時ニ之ヲ檢舉ヲ見ルニ至レリ。

回從來ノ取締方針

公同盟ニ對シテハ從來豫防警察上ノ立場ヨリ嚴密  
 ナル監視ヲ繼續其ノ矯激ナル運動ニ付テハ常ニ嚴重  
 ナル取締ヲ加ヘツ、アリタリ。

日本共産党ト全日本無産青年同盟トノ關係者

以下共産黨員名簿ニ登載セルモノ

氏名	石	全日本無産青年同盟内部ニ於ケル地位
片山 峰 登	前執行委員長 政治部長	
森 平 銳	財政部長	
野下 勝之助	前執行委員	
内 森 卓三郎	関東支部評議會評議員長	
二 片 宗 司	同	評議員
廉 澤 誠	婦人部長	東京府支部執行委員長、同財政部長
春 日 正 一	関東地方支部評議會評議員	
佐 藤 謙 藏	秋田縣支部執行委員長	

岸野重春	前常任執行委員	前財政部長
勢野常次	兵庫縣支部婦人部長	
荒木金太郎	同	組織部長
白草久夫	福岡縣支部政治部長	
山本靜雄	同	常任書記
宮井進一	本部執行委員	
渡辺利右工門	北海道地方支部評議會幹部	
上村勝	札幌支部財政部長	
原田孝一郎	同	組織部長
村上由清	函館支部政治部長	
千石龍一	関西地方支部評議會委員長	

以下ハ共產黨員名簿ニ登載ナキニ入党セル事實ヲ自  
供シ若ハ謬憑確實ナルモノ

原素行	関東地方支部評議會評議員	
乙馬武雄	大阪府支部財政部長	
服部敏夫	本部執行委員、大阪府支部執行委員長 関西地方支部評議會常任書記、調停部長	
亀本源十郎	本部執行委員、奈良縣支部執行委員長、政治部長	
平山喜三	兵庫縣支部執行委員長	
西原秀一	岡山縣支部常任書記、婦人部長	
長門操	同執行委員	
岡田為次郎	新潟縣支部執行委員	

反軍國主義運動

<p>日附 日本共産党</p>	<p>指令、テ、一、七、等</p> <p>指令 一、青年婦人軍人への働きかけに就て (三、三、二、大反報告)</p> <p>二、軍國主義及戦争危機に對する共産青年の根本的見地に對する闘争 (三、九、六、大反報告)</p> <p>左翼運動闘争題目 三、帝國主義戦争の危機に對する闘争</p>
<p>日附 全日本無産青年同盟</p>	<p>指令、テ、一、七、等</p> <p>本運動ニ對スル主張ハ共産党ト同シク軍國主義ニハ絶對反對ナルモ軍隊、青年団等ヲ利用シテ革命ニ到達セシトスル目的ニ於テ同様ナリ</p> <p>一月 指令 反軍國主義週間に對する方針 一、村支出及反對週間に結合せしめて戦ひ抜け (要求四) (後述) (ト同様ナリ) (於ケル)</p>

(3)

六月青年請願題目中心

四、兵役短縮ヲ掲ク

政治テ一也中(大衆党に)

五、戦争の危ニ対する闘争

日本共産党の政治テ一也

公表に当り革命的労働者諸

君に檄すノ中、國際問題に

対ス

六、帝國主義戦争に対する

闘争を強力に組織す

ニト

十二月  
十六日

第二回兵役短縮要求運動に  
関する方針

各地方無産青年団体協議会  
を向け

中心スローガン

一、兵役短縮 給料増加

二、家族の生活保証、復職保証

三、兵卒入格保証

四、言論集会結社の自由

五、青年男女政党加入の自由

六、五十四議会解散

指令

反ファシズム週間に関する方針

一、第二回兵役デーを擁護せよ

二月  
五日

全日本無産青年同盟の運動方  
針 一、速かに我運動を転換せよ

中ノ「反軍國主義運動」

青年団、訓練所、在野軍人団の  
自主化、兵営の内部(有恩)

反軍団体聯盟準備委員会組  
織

青年運動に「兵役短縮」等、スロ  
ガンを以て全線的闘争を指導す

ポスター

一、青年を犠牲とする一切の軍國主  
義的負担に反対し

二、兵役を一年にして給料を増せ

三、兵卒に自由を味へ

四、除隊者の復職、家族の生活保証

(4)

三十二日

兵役年限を一年にしろ  
無産青年団体協議会を支持せよ

ポスター

青年を犠牲にすべし一切の軍國主義的負担に反対せよ

一 兵役短縮

一 家族生活保証 復職保証

一 対支出兵反対、軍事費反対

一 戦争反対

一 ロンヤを守れ

行動

一 大正十五年十二月 第一回兵役デー

二 第二回兵役デー 挙行

二年一月八日

### 対支非干渉運動

日本共産党

日附 指令 テーゼ等

党の当面の任務  
一 支那革命不干渉のための大衆闘争  
当面のローガン中  
二 支那革命不干渉  
当面の政策中

全日本無産青年同盟

日附

六月十三日

指令

対支出兵反対の叫びを全国無産青年大衆の中に起す。無産青年諸君は対支非干渉同盟に加はれ

指令

全権財力の為めに無産者を犠牲

又フアレヨ週間 一月一日ー七日

三、反軍國主義週間

カール・ローザデー 一月十五日ヨリ

レーニンデー 二月三十日迄

四、陸軍記念日に於ける宣傳ヒラ

撒布

三、戦争反対の闘争並に対支非干渉の闘争」  
 根本スローガン  
 四、「支那革命を牛乳」  
 五、「対支非干渉闘争についてスローガン」  
 六、「支那から手を引け」  
 「派遣軍撤退」  
 七、「北方政府及南方政府の援助をやめろ」  
 「一銭の軍費も出さず」

八、明指令

七、支那革命について

八、断崖蹂躞を敢てする対支出  
 兵に絶対反対を聲明す」  
 スローガン  
 「支那より手を引け」  
 指令  
 出兵反対宣傳週間を決行せる  
 対支非干渉同盟を支持し全同盟  
 員は一斉に起つて出兵反対を絶叫  
 せよ」  
 スローガン  
 「即時撤兵せよ」「支那から手を引け」  
 「費用は一銭も出さず」  
 撤兵  
 「派遣軍を撤退せよ」  
 八、  
 二十四日  
 支那派遣軍兵士諸君に英十のメソ  
 セー

八月二十日

八月二十四日

	行動
	一、右ニ基ク宣傳
	二、対支非干渉同盟支持
	三、六月十三日より同月十九日迄、出 兵反対週間
	四、代表者二名ヲ支那ニ派遣セントス

日附 日 本 共 産 党	国際 無 産 青 年 デ ー / 運 動	指令 反軍国主義運動につ いし (八月十九日大阪報告)
日附 全 日 本 無 産 青 年 全 盟	八月十九日 撤 夫那視察団出発の日ほ まり九月四日の国際青 年デーは近 撤 派遣軍を撤退せし 指令 八月二十日 第三十三回国際無産青年 デーに関する方針 国際戦争の危険し 指令 八月二十日 第三十三回国際無産青年 デーは九月四日とし 主ナルスローガン (7)	



<p>指令 全日本労働者諸君 シヤ革命十周年紀念日 十一月七日を期して一 斉に起す上ル</p> <p>内容「革命讃美 国歌を聲ひ取ル 日本を愛せし 等る内容をせしむる一頁枚</p>	<p>日附 日本共産党</p>	<p>ロシヤ革命紀念日</p>
<p>十月二十日</p> <p>全日本無産青年同盟</p> <p>七時間労働はロシヤに けは革命十年の紀念日を 迎へしロシヤ目前の戦 争の危険と戦へ、ロシヤ を守ル革命の支那を守 ルレ、指令</p> <p>スピーカー 労働者の団ロシヤを守ル</p>	<p>日附 全日本無産青年同盟</p>	<p>三當日ハ日支鮮懇談會 開催</p> <p>四全国各地演説會開催 ビラ撒布</p>

(18)

<p>(1) 支那ヨリ即時撤兵</p> <p>(2) 兵隊一年制給料増額</p> <p>(3) 青年団及女会ノ自主化</p> <p>(4) 田中内閣ノ倒セ</p> <p>(5) 帝國主義戦争反対</p> <p>(6) 萬國無産青年ノ団結 行動</p> <p>一右スピーカーを中心して 反帝國主義的行動ノ 宣傳</p> <p>二東京ニ於テ八月二十九日 ヨリ宣傳ビラ撒布</p>
---

重刷して工場農村、持  
込めし

支那の民族解放運動を  
支持せよ

国際戦争、危機と戦

い

方針

ロシア革命記念日、方針  
を決定し

行動

十一月六日対共非干渉合

盟、実行委員会を組織

し記念日舉行、提唱

十一月一日今日迄宣傳

週間どう撒布、ポスター

メッセージ頒布

十一月七日 紀念茶話會  
總幹會開催。示威運動  
等、計出

運動

全日本無産青年同盟

京都学生事件に関し  
る聲明書

行動

一 署名三指令、各支部弁

し活動、促す

二 更ニ右聲明書ヲ各支

部友誼団体ニ送テ以

テ反抗運動ヲ激成セシ

メントセリ

三 四月中 演説會開催

日附

日 本 共 産 党

日附

全日本無産青年同盟

指令

四月  
十七日

京都学生事件に関し  
労働党、大衆教育同盟  
青年同盟より求刑に対  
する抗議、聲明書を  
発表せしむること

五要求獲得運動

<p>日附 日本共産党</p>	<p>指 令 テ一七 等</p> <p>テ一七 五要求獲得運動について ——青年同盟斗争様式の規定—— 要旨—— イマルクス主義意識の浸透 ロ青年運動斗争目標はプロレタリアー トの斗争目標に依りて決定統一せらる</p> <p>方針 「五要求獲得運動について」 ——青年同盟に對するものが青年 フランクレストンの指導方針—— 具体的方針 青年労働者の政治的不平不満の成長政治</p>
<p>日附 全日本無産青年同盟</p>	<p>指 令 テ一七 等</p> <p>行動 一失業及對運動が五法案 要求運動ニ転化セルヲ機トシテ本同盟ハ五要求運動ヲ起スニ決シ九月五日 全國無産青年団体協議会ヲ開催シ 青年選挙権獲得方策ニ付テ協議シ共 産党ト全様ナル要求項目ヲ答ヘテ 九月十五日府縣會議員選挙戦 時期ヲ選ビ全國一斉ニ五要求ヲ ——テ実行セハトセリ</p> <p>十月一日 指令 「青年五要求運動に關する方針」 ——今度は大反響を中心ト斗争の</p>

的自出の要求殊に整るる軍隊アルジョアへの初歩的反抗 政治的運動の要求の政治的意識を激発せしむるため次のスローガンを提起し五要求獲得運動として統一せしめり

1. 青少年労働者保護法の制定
2. 十八才以上男女選挙権被選挙権
3. 政党加入言論集会結社の自由
4. 一年兵役制、増給、復職保証
5. 青年団自主、補助金増額

展開バ——

十月一日  
概  
五要求運動を一層猛烈に起せ

青年請願運動

<p>日本共産党</p>	<p>全日本無産青年同盟</p>
<p>日附 指令 テーセ 等</p> <p>一指令——二年六月十日 大改報告</p> <p>青年請願運動に對する全日本無産青年同盟本部の当面の活動に就いて</p> <p>要旨——全國無産青年団体協議会を主催すること</p> <p>二指令——六月二十九日 大改報告</p> <p>「青年請願デーに就いて」</p> <p>要旨——活動日程、スローガン題目、署名運動、状況報告</p> <p>スローガン</p> <p>（一）十八才以上男女に選挙権及被選挙権</p> <p>（二）兵役短縮、給料増額</p> <p>（三）青年団、農女会の自主化</p>	<p>日附 指令 テーセ 等</p> <p>概</p> <p>概</p> <p>（一）十八才以上男子の普選獲得</p> <p>（二）青年政党加入、言論集会結社の自由</p> <p>（三）一年兵役制</p> <p>（四）兵卒の人格権、給料増額</p> <p>（五）青年団の自主化</p> <p>（六）悪質賃金制度の改正</p> <p>（七）青年男女夜業残業禁止</p> <p>（八）最低賃銀法</p> <p>（九）後身店員保護法制定</p> <p>（十）授業料撤廃、教育必需品給与</p> <p>青年請願運動に参加せよ</p> <p>日頃の不満と希望の爲に起つ時は</p>

(4) 恐慌に依る青少年工の待遇改善方針  
特別救済法制定

三 指令一八月四日 火政報告  
「青年請願運動と選挙方針」

要旨一 本運動は青年大衆の不平を爆発して  
一集中して政府議会に叩きつけることにより産業  
青年の政治意識を高揚し青年同盟を確立  
する

青年請願運動は議会解散請願運動に合  
流すべきであり交互関係にある

スローガンは

1. 特別救済法 失業手当法 実施

2. 最低賃銀法 実施

3. 同一労働に対する同賃銀支払法

4. 除隊後の復職保証法 実施

5. 十八才以上男女青年の選挙権 政党内  
の自由青年同盟会結社の自由を侵害する法

「青年の請願する日は来ぬ  
請願するの日は来る」との青年大会  
に集北」

「青年の普選と一年兵役制即時  
実施を要求し

青年団の干渉撤廃を叫び

全国無産青年大衆續々立ち

青年請願運動各地に起る

全世産青年は参加せよ」

五月七日 指令

第六回請願デーに用意せよ」

六月七日 指令

青年請願デーは迫つた  
第一回は六月十九日」

六月十六日 指令

七月三日第一回請願デー

律即時撤廃

六月十五日 指令

七月三日第一回青年請願デー」

六月十五日 指令

第一回青年請願デーに準備せよ」

要旨一 活動日程、スローガ、題目  
署名運動、状況報告

六月十五日 指令

第一回青年請願デーに関する注意  
書一 標記として青年大衆は動員  
されるか——」

七月十五日 指令

第二回請願デー一般方針プロゲ  
ラム——八月七日より請願週間」

七月十五日 指令

「宣伝に関する注意」

八月三日 指令

八月三日 指令

自衛團組織運動並犠牲者救済運動

<p>日本共産党</p>	<p>日附 三月二日</p>	<p>指令 テーゼ等</p> <p>「自衛団組織に関して」 要旨「全口的組織の前提としての組織であつて統一同盟まで延長すべきである」</p> <p>目的</p> <p>(イ) デモンストレーション・シヨウ・シヨク・マでの計画的指導</p> <p>(ロ) 争議、場合—の計画的指導</p> <p>(ハ) 労働暴カ団、ファシスト右翼の勢力に對抗</p> <p>(ニ) 左翼陣営の自衛的任務遂行</p> <p>組織方法</p>
<p>全日本無産青年同盟</p>	<p>日附 一月二日</p>	<p>指令 テーゼ等</p> <p>「プロツキ団体の跳梁バツコ目に甚し青年同盟は自衛団を作れ」</p> <p>「同盟員は自衛団を作つて反動団体との衝突に備へろ」</p> <p>「建口會其他邪魔する奴等を叩きつぶせ」</p> <p>「建口會を撲滅しろ」</p> <p>「警察政治の計画的陰謀と戦へ」—指令</p> <p>(自警団を組織しろ)</p> <p>「二月十日建口會に對する指令」</p> <p>(支配階級の暴力団に對し各支部は強固なる自衛団を作つて之に備へよ)</p> <p>「反軍國主義週間の具的見達についての指令」</p>

<p>青年請願の復活並に 全日本青年請願運動部 指令</p> <p>八月十四日より二十日迄 青年請願運動部</p> <p>徳連の日本要求をもとめて 政府に要求するのだし (大改報(八月四日)共産党スロガント 同—)</p> <p>概</p> <p>「青年請願運動に参加せよ」 日連の要求も満たさず時足らぬ 行動</p> <p>「七月三日才同請願デモトレビラ等ノ 撤布」</p> <p>「八月七日—十四日才同請願宣伝 團同—」大改報に於て八懇談會其他 ノ地ハビラニエ—ス作被頒布—</p> <p>「八月十四日—二十日大改報に於て宣 伝演説會、ビラ、請願書ヲ配 布—」</p>
--

十一月  
二十三日

(イ) 各組合の争議部利用  
(ロ) 任命 青年同盟と選擇  
自衛団の問題について

(ビラと撤布せよ 暴力団の犯行  
と根ハバノロセヨ 暴行して口草  
命へと青年労働入衆を導け)

二月十一日に全口に  
労働者貧農の一大示威運動を組  
織せよー資本家地主の総動員に勞  
働者貧農の総動員を以て答へよ  
ー赤旗第一號し

解放運動犠牲者救護運  
動について 指令

(カール・ローザ、レーニンの日を記  
念せよ  
青年自衛団で反動の魔手を壓  
しつぶせ)

青年自衛団組織に関する指令  
行動

二月十日建口会員トノ闘争  
ニ各支部より組織スル所アリ  
擴大執行委員會議決案  
建國會犠牲者救護運動ニ関  
スル件

(寄附金を募集シ本部ニ送  
ルコト)

建國會暴行事件で救護さ  
れた二人の同志を救へ  
救護金を集めよう

我等の同志を慰問しよう  
建口会襲撃真相報告  
ヨリ荒神間両君ノ無罪保釋

一月二十日

二月二十九日

三月十九日

運動に参加せよ  
救護基金を送れ

建國會襲撃本部ヲ防衛  
シテ同盟員ニ名救獄サル  
即時無罪釋放運動ヲ起シ  
ー指令

行動  
一右事件関係者ニ對スル  
寄附金募集  
ニ演説会開催

總選舉ニ関スル運動

<p>日附 日本共産党 指令テーゼ等</p>	<p>一月二十四日 「政治テーゼ」 「當面の政策」 第四 總選舉對策 「選舉戦に於ける我党の全 國的統制に關する指令」 一公 「五十四派會の解散 總選 舉に對して聲明す」 一公 「總選挙方針書」 「現議會の本質」</p>
<p>日附 全日本無産青年同盟 指令テーゼ等</p>	<p>二月六日 「專制議會解散決戦の機 迫る」選舉権被選舉権 獲得の運動を全線に押進 めよ」 「青年男女に政治的自由を與へよ 」 「國會議員總選挙に關する一 般的活動方針」一福岡支部 要旨 青年の政治的自由獲得のための 闘争と労働党との統一の下に 戦い 一普選法の改正 ニブルジョアの諸々の曝露 三共同闘争に依る大衆闘争 四戦闘的プロレタリアートに對する 集中的支持</p>



(三) 共產黨の議會参加の原則

(四) 總選挙戦に於ける共產黨

總選挙戦と日常闘争との結合 大衆団体の動員

總選挙戦に於けるプロパガンダ指令

革命的労働者候補を大衆行動を以て支持せよ

「激闘的労働者諸君」

一 選挙権の徹底的擴張

十八才以上男女の選挙権

汚任制限、供託金、罰則制度

小選挙区制の撤廃

一月二十九日

二月十日

五 スローガンを大衆自身のスローガンに作りしめること  
中心スローガン  
「十八才以上男女に選挙権被選挙権を興へよ」

「總選挙に對する注意書」

「聲明書」

要旨

一 青年に政治的自由を興へよ

二 青年團より官僚を追ひ出せ

三 戦争に對

### 全日本無産青年同盟綱領修正に要する意見

一 本同盟は全無産青年大衆の政治的、經濟的及社會的

利益の獲得に努力しその生活の向上を期す

一 本同盟は軍國主義的抑壓に抗争しブルジョア的青年

年政策に反對し青年諸組織体の自主化を期す

一 本同盟は青年の政治的自由、市民的自由の獲得を期す

す

一 本同盟は労働青年並に貧農青年の固き結合を期す

一 本同盟は全無産青年大衆の政治的教育及訓練の徹

底を期す

一 本同盟は全無産青年大衆の全國的組織並に國際的團結の完成を期す

本同盟は以上の本同盟の綱領に基き左の要求を掲ぐ

一 満十八歳以上の青年男女の選挙権被選挙権の獲得

二 満十八歳以上の青年男女の政党加入並に言論集會

結社出版自由の獲得

三 青年男女の陪審員選挙権被選挙権の獲得

得

四 殖民地青年男女に對する一切の差別撤廢

五 封建的戸主制度の撤廢

六 満十八歳以上の青年男女の民法上の能力制限の撤

廢

七 青年男女の婚姻離婚の自由

八 封建的雇傭制度の廢止

九 兵卒の言論集會結社出版の自由獲得

十 現役並に召集中の兵卒の参政権の絶対自由行使

二 全兵科に亘る一年現役制の即時實施

三 兵隊内に於ける兵卒の人格権並に公民権の確立

四 従軍生活費を基準とする兵卒の給料値上

五 離散、傷病、戦死による兵卒並に其の家族の窮乏に對

丁 國庫保證

六 青年團の自主化並に補助金の無條件給付

七 青年團の自主化と生徒による管理権の確立

八 補習學校職業學校の増設と之が生徒による管理権の確

立

六 男女教育の機會均等

七 學校行政への學生代表の参加並に學生自主権の獲得

八 義務教育費の國庫全額負担並に小學校の増設完備  
授業料の撤發

九 公會堂圖書館の増設と無料開放

十 體育機關の公設之が青年による管理権の確立

十一 満十五歳未満の幼年労働の禁止

十二 満十八歳以下の青年男女労働者及徒弟商店員の夜

業殘業並に有害危険作業の禁止

五 満十八歳以下の青年男女労働者及徒弟商店員の一

日六時間一週三十三時間労働制の實施

二六 一年一ヶ月の休暇並に休暇中の日給全額支給

二七 寄宿舍費用の資本家全額負担並に労働者の自主権

確立

二八 徒弟年奉公制度の撤廢

二九 青年男女の最低賃銀法の制定

三〇 青年男女労働者保護法の獲得

規

## 第一章 總則

第一條 本同盟ハ全日本無産青年同盟ト稱シ本部ヲ

大阪に置ク

第二條 本同盟ハ無産青年大衆ヲ結成シ無産青年男

女ノ利益ヲ獲得スルヲ以テ目的トス

第三條 本同盟ハ本同盟ノ規約綱領ヲ承認シタル満

二十五歳以下満十四歳以上ノ無産青年男女

ヲ以テ組織ス

## 第二章 組織

### 第一節 班

#### 第四條

本同盟ハ左ノ各項ニ從ヒ班ヲ組織スルモノトス。

一 工場、鑛山、農村、船舶、車庫、會社、商店、ソノ他同

盟員ノ勞務所ヲ單位トシテ同盟員五名以

上ニ達シタル場合ハ班ヲ組織ス。

二 一ニ該當スル班ニ屬セザル同盟員ハソノ

居所ヲ單位トシテ五名以上ニ達シタル場

合ハ居住班ヲ組織ス。

### 第二節 支部

#### 第五條

本同盟ハ府縣單位ニ支部ヲ置ク。

但シ地勢交通ノ状態ニヨリニ箇以上設置スルコトヲ得。

支部ハ左ノ規定ニ從ヒ設置スルモノトス。

一 中央執行委員會スハ中央常任執行委員會

ノ承認ヲ經タル場合

### 第三節 支部準備會

第六條 本同盟ハ府縣單位ニ支部準備會ヲ置ケフト  
ヲ得

但シ支部準備會ハ支部組織ノ準備トシテ左  
ノ規定ニ依リ設置スルモノトス

一 中央執行委員會ハ中央常任執行委員會  
ノ承認ヲ經ルル場合

二 一府縣ニ於テ班ニ箇以上存在シ同盟員三  
十五名以上アル場合

三 地方支部準備會ハ地方支部評議會  
ノ承認ヲ經ルル場合

第七條

本同盟ハ府縣單位ニ中央執行委員會ヲ規定セ

ル地方ニニケ以上存在スル場合地方支部評議  
會ヲ組織スルモノトス

但シ支部準備會モ地方支部評議會ニ加入ス  
ルモノトシ地方支部評議會ヲ組織セムトス  
ル場合ハ本部ノ規定ニ從ヒ中央執行委員會  
ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第八條

地方支部評議會ハ本部ノ方針ニ基キソノ統  
制ノ下ニ當該地方ニ於ケル所屬支部ノ行動

ヲ統制シノノ地方的活動ノ統一ト助成ヲ計  
ルモノトス

第几條

地方支部評議會ニ關スル地方的區分並ニ諸

規定ハ中央執行委員會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第三章 機關

第十條

本同盟ニ左ノ機關ヲ置ク

一 全國大會  
二 中央執行委員會  
三 中央常

務委員會

四 地方  
五 大會  
六 評議員會  
七 常任委員會

八 支部  
九 大會  
十 執行委員會  
十一 常任執行委員會

十二 地區  
十三 地區委員會  
十四 地區小委員會

十五 班  
十六 總會  
十七 班委員會

A 全國

一 全國大會

第十一條

全國大會ハ本同盟ノ最高機關ニシテ毎年一

回之ヲ開催シ中央執行委員長之ヲ召集ス

但シ中央執行委員會ノ必要ト認メタル場合

又ハ同盟員三分ノ一以上ノ請求アリタル場

合ハ臨時大會ヲ開催スルモノトス

第十二條

全國大會ハ出席代議員數總數ノ三分ノ二ニ  
滿テサル場合ハ成立セス

第十三條

全國大會ハ代議員及中央執行委員並ニ支郡  
執行委員長地方評議員長ヲ以テ構成ス

但シ中央執行委員ハ發言權ヲ有スルモ決議  
權ヲ有セス

第十四條

全國大會ノ代議員ハ支部ヨリ左ノ比率ヲ以  
テ選出ス

一 二百名未満ノ支部ハ二名

二 二百名以上ハ百回ヲ増ス毎ニ一名

三 五百名以上ハ百二十五名ヲ増ス毎ニ一名

四 千名以上ハ二百名ヲ増ス毎ニ一名

五 二千名以上ハ五百名ヲ増ス毎ニ一名

六 五千名以上ハ千名ヲ増ス毎ニ一名

七 最後ノ端數半數以上ナル時ハ更ニ一名増

員

第十五條

全國大會ハ議長一名副議長一名大會書記並



ニ左ノ各種委員若干名ヲ選舉ス

一資格審査委員 二議事委員 三法規委員

四豫算委員 五會計審査委員

第十六條

全國大會ノ決議ハ特ニ規定ナキ限り出席代

議員ノ過半数ノ賛否ヲ以テ決シ可否同教ナ

ル時ハ議長之ヲ決ス

但シコノ議事ニ對シテノ出席代議員三分ノ

一以上ノ異議アル場合ハ再採決ヲ行フモノ

トス

二、中央執行委員會

第十七條

中央執行委員會ハ全國大會ヨリ次期大會ニ

至ル迄ノ最高決議機關ニシテ大會ノ決議ヲ

執行シ全國大會ニ對シテハ責任ヲ負フモノ

トス

但シ緊急事項ハ大會ノ決議ヲ經スシテ執行

スルコトヲ得コノ場合ハ次期大會ニ於テ承

認ヲ經ルヲ要ス

第十八條

中央執行委員ハ全國大會ニ於テ選舉サレタ

ル中央執行委員長及十五名ノ中央執行委員  
ヲ以テ構成シ三ヶ月毎ニ一回之ヲ開催シ中  
央執行委員長之ヲ召集ス

但シ中央執行委員會ノ必要アリト認メタル  
場合スハ中央執行委員三分ノ一以上ノ請求  
アリタル場合ハ臨時中央執行委員會ヲ開催  
スルモノトス

### 第十九條

中央執行委員會ハ中央執行委員三分ノ二以  
上出席スルニ非サレハ成立セス

### 第二十條

中央執行委員會ニ於テ欠員ヲ生シタル場合  
ハ臨時全國大會ヲ開催シテ補欠選舉ヲ行フ  
但シ臨時全國大會ヲ開催シ得サル場合ハ全  
國各支部執行委員會ノ投票ニヨリテ之ヲ定  
ムルモノトス

### 第二十一條

三 中央常任執行委員會  
中央常任執行委員會ハ中央執行委員會ノ互  
選ニヨリテ中央執行委員長ヲ含ム七名ノ中  
央常任執行委員ヲ以テ構成シ中央執行委員  
會ニ對シテ責任ヲ負フモノトス

但シ中央常任執行委員長ハ中央執行委員長  
之ヲ兼任ス

第二十二條

中央常任執行委員會ノ下ニ左ノ部門ヲ置キ  
中央常任執行<sup>委員</sup>ヲ各部々長ニ任ス

但シ中央常任執行委員會ニ於テ必要ト認メ  
タル時ハ新部門ヲ設置スルコトヲ得

又中央常任執行委員ハ同時ニ二部門ノ部長  
ヲ兼任スルコトヲ得

組織部 教育部 出版部 政治部 財政部 調

査情報部 婦人部

以上各部ノ細則ハ別一之ヲ定メ部員ハ中央  
執行委員會ニ於テ選任ス

B 地方

一 地方支部評議會

第二十三條

地方支部評議會大會ハ地方支部評議會ノ最  
高機關ニシテ評議委員長之ヲ召集シ左ノ如  
キ場合之ヲ開催スルモノトス

(一) 中央執行委員會ヨリ大會開催ノ指令アリ

タル場合

曰評議員會ニテ之ヲ決議シ中興執行委員會  
ノ承認シタル場合

第三十四條

支部評議會大會ハ所屬各支部ヨリ選出サレ  
タル代議員各支部執行委員長常任委員ヲ以  
テ構成ス

但シ常任委員ハ發言權ノミ有シ代議員ノ選

出比率ハ評議會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第三十五條

支部評議會大會ハ出席代議員ノ總數ノ三分

ノニニ滿タサル場合ハ成立セス

第三十六條

地方支部評議會大會ハ議長一名副議長一名

及大會書記並ニ左ノ各種委員ヲ選出ス

(1) 資格審査委員 (2) 議事委員 (3) 法規委員

(4) 豫算委員 (5) 會計審査委員

第三十七條

地方支部評議會大會ノ議事ハ多數決トシ可

否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

ニ地方支部評議會評議員會

第三十八條

評議員會ハ左ノ比率ニヨリ支部又ハ支部準

備會ヨリ選出サレタル評議員ヲ以テ構成ス  
（一）百名以下一名（二）百名以上二百五十名以  
下二名（三）二百五十名以上五百名以下三名（四）  
五百名以上千名以下四名（五）千名以上二千名  
以下五名（六）二千名以上千名ヲ増ス毎ニ一名  
ヲ加フ

第二十九條

評議員會ハ毎月一回定期ニ開催シ評議員長  
之ヲ召集ス  
但シ常任委員必要ト認めタル場合又ハ評議

員三分ノ一以上ノ要求アリタル場合ハ臨時  
ニ評議員會ヲ開催スルモノトス

三地方支部評議會常任委員會

第三十條

常任委員會ハ評議會ノ決議事項ノ完全ナル  
遂行ヲ計ルテメ評議會ノ互選ニヨル評議員  
長ヲ含ム五名ノ常任委員ヲ以テ構成ス

但シ常任委員長ハ評議員長ヲ兼ねルモノトス

第三十一條

常任委員會ハソノ補助機關タル左ノ専門部  
ヲ置キ各専門部長ハ常任委員會ノ互選ニヨ

リテ之ヲ定ムルモノトス

(1) 政治部 (2) 組織部 (3) 教育出版部 (4) 婦人部

(5) 調査情報部 (6) 財政部

但シ専門部細則ハ別ニ之ヲ定メ部員ハ組織部政治部ノミ置クモノトシ評議員會之ヲ任命スルモノトス

### C 支部

#### 一 支部大會

### 第三十三條

支部大會ハ支部ノ最高決議機關ニシテ各班

ヨリ一定ノ比率ヲ以テ選出サレタル代議員及支部執行委員長ヲ以テ構成スルモノトス

#### 二 支部執行委員會

### 第三十條

支部執行委員會ハ支部大會ニ於テ選出サレタル支部執行委員長及支部執行委員ヲ以テ構成シ支部大會ノ決議事項ヲ執行スルモノトス

### 第三十四條

支部執行委員會ノ下ニ其ノ補助機關トシテ本部専門部ニ準スル各部門ヲ置キ支部執行

委員長之ニ任ス

三支部常任執行委員會

第三十五條

支部常任執行委員會ハ支部執行委員會ノ互

選ニヨル支部執行委員長ヲ含ム支部常任委

員ヲ以テ構成シ支部執行委員會ニ對シ責任

ヲ負フモノトス

D 地 區

一 地區委員會

地區委員會ハ支部執行委員會ノ規定セル一

ノ地域的活動ヲ助成スルヲメニ設置スルモ

ノトス

第三十七條

地區委員會ハ各班ヨリ一定ノ比率ヲ以テ支

部執行委員會ヨリ任命サレタル地區委員ヲ

以テ構成シ毎月ニ回以上開催シ地區委員長

之ヲ召集ス

二 地區小委員會

第三十八條

地區小委員會ハ地區委員長地區書記地區宣

傳者地區組織者ヲ以テ構成シ地區委員長之  
ヲ召集スルモノトス

第三十九條

地區小委員會ハ地區委員會ヨリ地區委員會  
迄ノ事務ノ處理地區委員會ノ決議ノ完全十  
ル遂行ヲ計ルモノトス

E 班

一 總會

第四十條

總會ハ地區委員會ノ決議ニ根據シ班長之ヲ召集  
スルモノトシ毎月一回以上之ヲ開催スルモ

ノトス

二 班委員會

第四十一條

班委員會ハ班總會ヨリ選出サレタル三名乃  
至九名ノ班委員ヲ以テ構成シ毎月二回以上  
班委員長(班長)之ヲ召集ス

第四章 役員

第四十二條

本同盟ニ左ノ役員ヲ置ク

(1) 全國 中央執行委員長一名 各専門部長一名  
回 地方 支部評議會常任委員長一名



各専門部長一名

(ハ) 地區 地區委員長一名 地區書記一名

(ニ) 班 班委員長(班長)一名 班書記一名

第四十三條

中央執行委員長ハ本同盟ヲ代表シ一般會務ヲ統轄シ其ノ責ニ任スルモノトシ各専門部長ハ會務ヲ分担処理スルモノトス

第四十四條

支部評議會常任委員長ハ支部評議會ヲ代表シ一般會務ヲ処理シ其ノ責ニ任スルモノトシ各専門部長ハ支部評議會ノ規定ノ定ムル

ルニ從ヒ會務ヲ分担処理スルモノトス

第四十五條

支部執行委員長ハ本同盟ノ支部ヲ代表シ一般會務ヲ処理シ其ノ責ニ任スルモノトシ支部専門部長支部規定ノ定ムルルニ從ヒ會務ヲ分担処理スルモノトス

第四十六條

地區委員長ハ地區ノ責任者ニシテ地區委員會ヲ代表シ地區書記ハ地區委員ノ事務的方面ヲ担任シ會計ヲ兼任スルモノトス

第四十七條

班委員長(班長)ハ班ノ責任者ニシテ班

表シ班書記ハ班ノ事務的方面ヲ担任シ會計  
ヲ兼任スルモノトス

第四六條

役員有給スルハ庶給トシ給料ノ額ハ中央執行  
委員會支部執行委員會ニ於テ之ヲ定ム

第五

退及除名

第四七條

本同盟ニ加盟セハシムルモノハ別ニ定ムル

ニ從ヒテ入會金ニ十錢ニ會費一ヶ月分以上

ヲ添ヘテ申込ムハキモノトス

第四八條

本同盟員ニシテ脱退セムトスル者ハソノ理

由ヲ明記シ會員證及徽章ヲ添ヘテ班長又ハ

支部ニ差出スヘキモノトス

第五十條

本同盟員ニシテ左ノ各項ニ該當スル者ハ全

國大會支部大會又ハ中央執行委員會支部執

行委員會ノ出席者三分ノ二以上ノ賛成ヲ經テ

除名ノ事ヲ得

一理由ナクシテ會費三ヶ月以上滞納シタル

者

ニ規約又ハ決議ニ違反シタル者

三 間株的行為アリタル者

### 第六章 會計

第五十二條 本同盟費ハ加盟同盟員ノ負担トシ同盟員ハ

本部費六錢ヲ納入スルモノトス

但シ支部費班費ハ別ニ之ヲ定ム

第五十三條 本同盟ノ經費ハ全國大會ニ於テ決定シタル

收入豫算ニ基クモノトス

第五十四條 本同盟ノ會費ヲ以テ本同盟經費ヲ償ハサル

時ハ中央執行委員ノ決議ヲ經テ臨時費ヲ徵

集スルコトヲ得

第五十五條 本同盟ノ會費ニシテ完納セルモノハ其ノ理

由ノ如何ヲ問ハス返却セサルモノトス

第五十六條 本同盟ノ決算ハ毎年定期大會ニ於テ之ヲ報

告シ其ノ承認ヲ經ルモノトス

第五十七條 本同盟ノ財産管理及會費検査ニ關シテハ中央

執行委員會ノ連帶責任トス

### 第七章 附則

第五十八條 本同盟ノ規約ハ大會出席代議員ノ三分ノ二

以上ノ賛成ヲ經ルニアラサレハ變更スルコ  
トヲ得ス

洋五十九條

不規約ハ昭和二年一月ヨリ之ヲ實施ス

以上

参照

治安警察法

第八條

安寧秩序ヲ保持スル為必要

ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集

會又多衆、運物者ハ群集ヲ制限、

禁止若シ船着ニ又ハ屋内ノ集會

ヲ解散スルコトヲ得

結社ニテ前項ニ該セラルトキハ内務大

臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テ邊地處々ニ由リ積弊ヲ傷害

セラシタリトスル者ハ行政裁判所ニ出付  
スルコトニ得

内中 第一七四 號

起 案 昭和三十二年十二月二十日

裁可 行 施 三年十二月二十日

内閣總理大臣 五

内閣書記官長 五

内閣書記官 五

外務大臣

五

陸軍大臣

五

文部大臣

五

逓信大臣

五

内務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

別紙内務大臣請議

治安警察法第八條第二項ニ依リ無